

## 242号の概要

公益社団法人流通経済研究所がサプライチェーン全体の物流生産性向上を目指して2025年6月から活動を開始した「日用品サプライチェーン物流生産性研究会」は、本年2月19日に第4回目を開催。本号では今回日食協から「加工食品サプライチェーンの現状と課題 ～サステナブルなフードサプライチェーンを目指して～」と題した報告の内容をご紹介します。

## CONTENTS

### ●業界動向

- ・2月19日「日用品サプライチェーン物流生産性研究会」開催

会場：ビジョンセンター市ヶ谷

日食協報告：「加工食品サプライチェーンの現状と課題

～サステナブルなフードサプライチェーンを目指して～」

[資料](#)

### ●本部活動

- ・メーカー・卸間次世代標準EDI推進協議会の開催予定（2026年～2027年）

幹事会：3/25（済） 5/26 7/29 9/30 11/25 2027年 1/27 3/24

全体会：4/22

分科会：ASN運用検討分科会・・・3/13（済）

標準利用コード検討分科会・・・4/13

業務運用検討分科会・・・準備中

VAN機能分科会・・・準備中

- ・2月5日（木）「異業種交流委員会」開催

会場：入谷区民館

出席団体：（一社）日本医薬品卸売業連合会

全国医療品卸売商業連合会

全国米穀販売事業共済協同組合

全国化粧品日用品卸連合会

全国菓子卸商業組合連合会

（一社）日本加工食品卸協会

### ●N-Torusニュース

（再度告知）[運送会社・ドライバー向けマニュアル（URL変更他）更新](#)

N-Torusサービス利用申込書とトライアルご利用条件を改訂しました。

お申込み時に必要な項目が増え、トライアルについては、条件が変更になっております。新規申込みの際は、最新の利用申込書をダウンロードにてご使用願います。

●2025年度 委員会・研究会・専門部会・WG活動 (2月1日～2月28日)

- ・2月6日(金) 第3回 B C P 対策WG 会場：日食協会議室及びWEB
- ・2月10日(火) 第5回 N-Sikle運営委員会幹事会 会場：日食協会議室及びWEB
- ・2月20日(金) 第4回 B C P 対策WG 会場：日食協会議室及びWEB
- ・2月20日(金) 第8回 情報システム研究会 会場：日食協会議室及びWEB  
日食協からの情報共有、ファイネット・卸研からの報告 他
- ・2月24日(火) 第2回 A S N 業務運用分科会 会場：日食協会議室及びWEB
- ・2月26日(木) 第4回 政策委員会 会場：日食協会議室  
「N-Sikle事業」の進捗について  
「食料システム法」の施行に伴うコスト指標の作成について  
会員卸・賛助会員メーカーと共有する「サステナブル・プラットフォーム」  
の運営について  
「2026年度事業計画及び収支予算」について  
「正副会長会議・理事会」の議事について 他
- ・2月26日(木) 第10回 N-Torus技術専門部会 会場：日食協会議室及びWEB  
N-Torus稼働状況・利用状況報告、エンハンス計画・検討について 他

日用品サプライチェーン物流生産性研究会 資料

## 加工食品サプライチェーンの現状と課題

---

～「サステナブルなフードサプライチェーンを目指して」～

2026年 2月 19日



一般社団法人 日本加工食品卸協会

# 一般社団法人 日本加工食品卸協会 概要・沿革

---

- **沿革**
  - 1905年（明治38年） 大日本缶詰業連合会 設立
  - 1922年（大正11年） 缶詰普及協会 設立
  - 1927年（昭和 2年） 社団法人日本缶詰協会 設立  
（現在の「日本缶詰びん詰レトルト食品協会」）
  - 1966年（昭和41年） 日本缶詰協会の内販部会342社が結集分離し  
「全国缶詰問屋協会」が発足
  - 1977年（昭和52年） 日本加工食品卸協会 設立
  - 1993年（平成 5年） 農林水産省の社団法人化
  - 2012年（平成24年） 一般社団法人日本加工食品卸協会に組織変更

- **代表理事**

会 長	國分 晃	（国分グループ本社株式会社 代表取締役 社長執行役員COO）
副会長	岡本 均	（伊藤忠食品株式会社 代表取締役 社長執行役員）
副会長	京谷 裕	（三菱食品株式会社 代表取締役社長）
副会長	服部 真也	（株式会社日本アクセス 代表取締役社長 社長執行役員）

- **加盟会員**

正会員	94社
事業所会員	93社
賛助会員	126社
団体賛助会員	3団体（2025年12月末日現在）

# 本日の報告内容

---

## 1. 加工食品サプライチェーンの現状

- ・加工食品流通業界の特徴

## 2. メーカー・卸・小売の取組み－「FSP会議」

- ・「物流テーマ」における製配販の連携経緯
- ・「フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト会議（FSP会議）」
- ・「FSP会議」での議論を通じた成果物
- ・「SM物流研究会」の活動状況
- ・「改正物流効率化法」の施行について

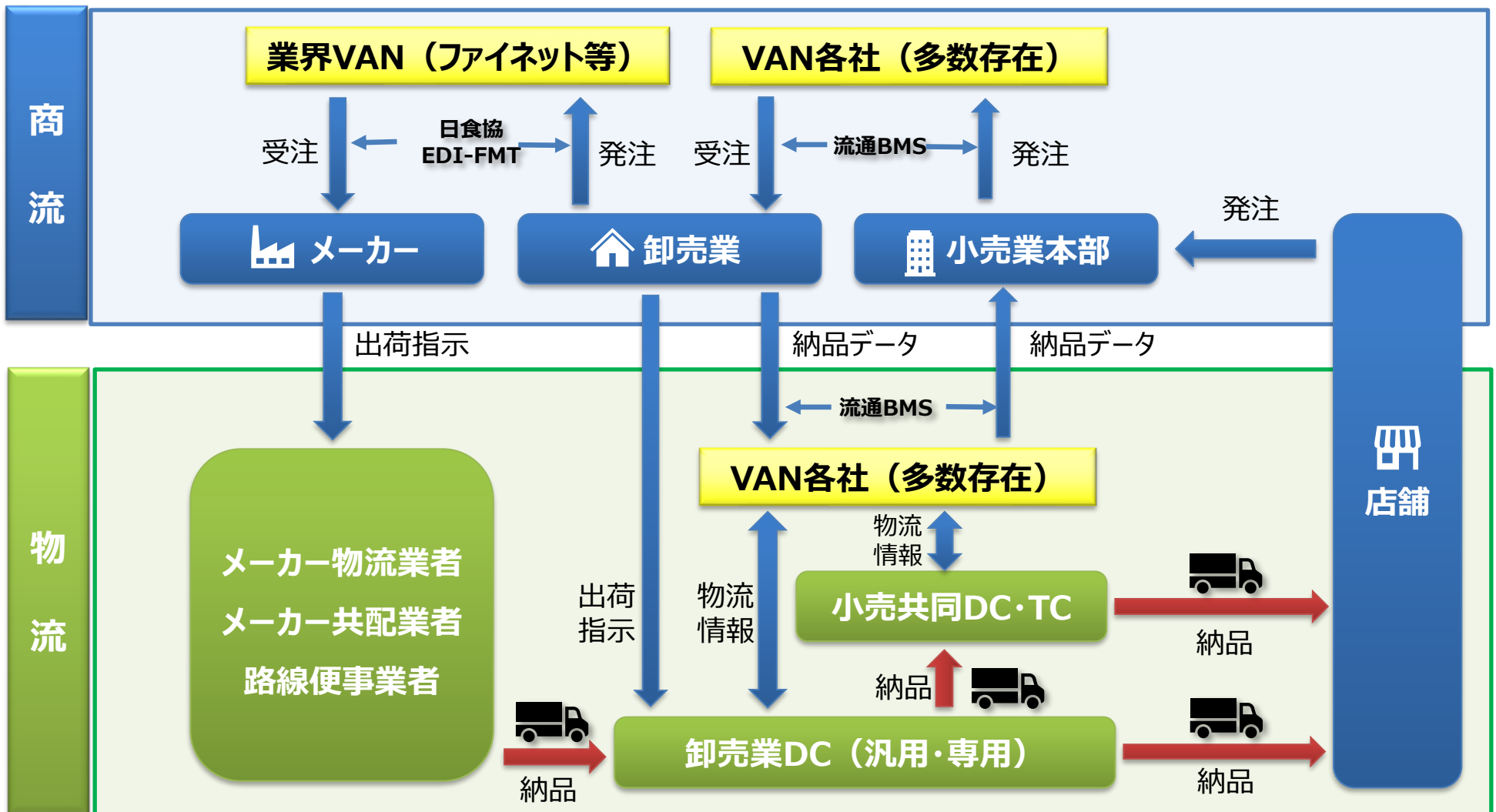
## 3. サプライチェーンを繋ぐ情報流の現状と課題

- ・加工食品流通業界の情報流の現状
- ・メーカー・卸間の情報流効率化に向けた取組み
- ・商品情報連携におけるサプライチェーン間での課題
- ・「N-Sikle」（日食協 商品情報連携標準化システム）

# 1. 加工食品流通業界の特徴（商流・物流・情報流 状況）

業界の特徴

- ① 扱い商品が毎日の生活必需品であり、社会的インフラを担っている
- ② メーカー・小売業ともに大小さまざま多数のプレイヤーが存在 ・食品メーカー数－2万社以上、食品小売店舗数－10万店舗以上
- ③ 卸は各エリアで企業統合を重ね、大手全国卸に集約 ・食品卸企業－大手9社で90%強のシェア（売上高12兆円）
- ④ 多品種・多頻度・小ロットで流通し、物流・情報流の負担が大きい
  - ・商品数（ジャパン・インフォレックス社：登録マスタ件数）－200万件
  - ・小売店舗への納品は毎日配送・バラ納品が一般的 ・小売・卸間の受発注データ・納品データ数は月間20億明細以上



## 2. メーカー・卸・小売の取組み－「FSP会議」

---

- (1) 「物流テーマ」における製配販の連携経緯
- (2) 「フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト会議（FSP会議）」
- (3) 「FSP会議」での議論を通じた成果物
- (4) 「SM物流研究会」の活動状況
- (5) 「改正物流効率化法」の施行について

## (1) 「物流テーマ」における製配販3層の連携経緯

---

- ・2019年7月 全日本トラック協会食料品部会から受注日翌日納品から翌々日納品へのリードタイム延長要望
- ・2019年9月 日食協「リードタイム（LT）延長化について」
- ・2020年6月 製・配・販連携協議会 ロジスティクス最適化WG  
LT延長問題「基本的な考え方と取組の方向性」
- ・2020年12月 食品メーカー8社と卸6社の共同ワーク開始
- ・2021年10月 製配販各層が取り組むべき施策を取りまとめ
- ・2022年4月 FSP会議発足－製配販3層の取組み開始
- ・2024年4月 FSP会議に「SM物流研究会」が加入
- ・2025年8月 FSP会議に「チルド物流研究会」が加入

## (2) フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト会議 (FSP会議)

---

### ① 目的

- ・フードサプライチェーン全体の使命である「生活者への途切れることのない食品供給」を将来にわたり維持発展させるために、協調して取り組む必要のある「物流」及び「情報流」の課題を発掘し、その解決策を製（製造業）、配（卸売業）、販（小売業）の三層でそれぞれの業界および個社の事情を超えて議論し、社会実装する。

### ② 構成メンバー

- ・小売業：日本スーパーマーケット協会（JSA）  
全国スーパーマーケット協会（NSAJ）  
オール日本スーパーマーケット協会（AJS）  
SM物流研究会（2024年4月加盟）
- ・卸売業：日本加工食品卸協会（NSK）
- ・製造業：食品物流未来推進会議（SBM）  
味の素、カゴメ、キッコーマン食品、キューピー  
日清オイリオ、日清製粉ウェルナ、ハウス、ミツカン  
チルド物流研究会（2025年8月加盟）  
伊藤ハム米久ホールディングス、江崎グリコ、日清食品チルド  
日清ヨーク、日本ハム、プリマハム、丸大食品、明治  
森永乳業、雪印メグミルク

## (3) 「FSP会議」での議論を通じた「成果物」

### 【「持続可能な物流の構築」のための商慣習の是正】

- ・店舗納品期限「2分の1 残し」への統一化と、それを前提としたメーカー・卸間納品期限のルール化
- ・3層間の最適連携を目指す、小売・卸間、卸・メーカー間の定番発注締めめの時間調整
- ・特売・新商品の確定数量化を可能にする、適正納品リードタイムの確保

### 【物流の法規制化に向けた「メーカー・卸・小売3層での協調対応】

- ・「物流の適正化・生産性向上に向けたガイドライン」に対応する「加工食品業界製配販行動指針」の共同作成とPDCAの実践
- ・「荷待ち・荷役作業削減に向けた加工食品業界の取組みガイドライン」の共同作成
- ・上記を踏まえた各団体の「物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」の共同作成

# 物流の適正化・生産性向上に向けた 荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン（概要）

（経済産業省資料より）

## 1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

### （1）実施が必要な事項

- ・荷待ち時間・荷役作業等に係る時間の把握
- ・物流管理統括者の選定
- ・**荷待ち・荷役作業等時間**
- ・物流の改善提案と協力
- ・**2時間以内ルール/1時間以内努力目標**
- ・運送契約の書面化 等

### （2）実施することが推奨される事項

- ・予約受付システムの導入
- ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化
- ・パレット等の活用
- ・共同輸配送の推進等による積載率の向上
- ・検品の効率化・検品水準の適正化
- ・荷役作業時の安全対策 等

## 2. 発荷主事業者としての取組事項

### （1）実施が必要な事項

- ・出荷に合わせた生産・荷造り等
- ・運送を考慮した出荷予定時刻の設定

### （2）実施することが推奨される事項

- ・出荷情報等の事前提供
- ・発送量の適正化 等
- ・物流コストの可視化

## 3. 着荷主事業者としての取組事項

### （1）実施が必要な事項

- ・納品リードタイムの確保

### （2）実施することが推奨される事項

- ・発注の適正化
- ・巡回集荷(ミルクラン方式) 等

## 4. 物流事業者の取組事項

### （1）実施が必要な事項

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| ○共通事項       | ○個別事項（運送モード等に応じた事項）   |
| ・業務時間の把握・分析 | ・荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握    |
| ・長時間労働の抑制   | ・トラック運送業における多重下請構造の是正 |
| ・運送契約の書面化 等 | ・「標準的な運賃」の積極的な活用      |

### （2）実施することが推奨される事項

- |                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| ○共通事項                  | ○個別事項（運送モード等に応じた事項）      |
| ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化 | ・倉庫内業務の効率化               |
| ・賃金水準向上                | ・モーダルシフト、モーダルコンビネーションの促進 |
|                        | ・作業負荷軽減等による労働環境の改善 等     |

## 5. 業界特性に応じた独自の取組

業界特性に応じて、代替となる取組や合意した事項を設定して実施する。

# ガイドライン対応の「加工食品業界 製配販行動指針」(FSP版)

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」対応の「加工食品業界製配販行動指針」(FSP版 23年10月時点)

ガイドライン項目	(内容)	取 組 み 事 項		
		①製-配連携 (メーカー→卸拠点 (小売DC含む))	②配-販連携 (専用DC→小売店舗)	③配-販連携 (卸拠点→小売TC)
<b>1. 発着荷主共通取組み事項</b>				
<b>■ 物流業務の効率化・合理化</b>				
①荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握	入出荷に係る荷待ち・荷役作業等にかかる時間を把握する	発着荷主双方で、荷待ち、荷役作業の実態を把握する 原則すべての拠点を把握する(日別、納品先別、時間、業務内容等)		
②荷待ち・荷役作業時間「2時間以内」ルール	・物流事業者に対し、長時間の荷待ちや運送契約のない荷役作業等をさせてはならない。 ・荷待ち荷役作業等にかかる時間が2時間以内となっている荷主は、目標1時間以内としつつ、更なる時間短縮に努める	(ゼロステップ) 附帯作業の定義(認識)を発着荷主・物流業者で合わせる (第一ステップ) 発着荷主それぞれの拠点で恒常的に2時間以上の荷待ち・荷役作業時間が発生している場合は、発・着・物が連携して、時間短縮を図る (第二ステップ) 1時間以内を目指す		
③物流管理統括者の選定	物流業務を統括する者(役員等)を選任し、物流の適正化・生産性向上に向け他部門との交渉・調整を行う	社内および社外に対して実効性を発揮する責任者を選任し、物流適正化・生産性向上を主導する		
④物流の改善提案と協力	・商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討・改善する ・荷待ち時間や附帯作業の合理化要請があった場合は、真摯に協議に応じ自らも積極的に提案する	各会議体(FSP、日食協物流問題研究会、首都圏SM物流研究会、SBM会議等)において情報を共有し、引き続き検討・改善を図る また、関連する業界・団体・企業に広く情報発信し、活動の推進・拡大を図る		
<b>■ 運送契約の適正化</b>				
⑤運送契約の書面化	運送契約は書面または電磁的方法を原則	運送事業者と契約書・覚書を適切に締結する		
⑥荷役作業等にかかる対価	・荷主は運転者が行う荷役作業料等を支払う者を明確化し、物流事業者に適正な料金を支払う ・自ら運送契約を行わない荷主事業者においても同様	物流事業者に適正に荷役作業料等が支払われるよう、発着荷主は真摯に協力する	契約した業務範囲外の荷役作業は、発着荷主で作業確認を行い適正料金を支払う	
⑦運賃と料金の別建て契約	運送の対価である「運賃」と、運送以外の役務等の対価である「料金」は別建てで契約を原則とする	発着荷主、物流事業者間で協議し、「料金」の詳細を定め、これを支払う	発着荷主、物流事業者間で運送以外の役務を要する事項は、契約書に明文化し、これを支払う	
⑧燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映	物流事業者から燃料サーチャージ、燃料費上昇、高速道路料金実費の料金反映を求められた場合は、適切に転嫁する	物流事業者から燃料サーチャージ、燃料費上昇、高速道路料金実費の料金反映を求められた場合は、協議の上、改定内容を契約書に明文化し、適正料金を支払う		
⑨下請取引の適正化	元請事業者が下請に出す場合、⑤～⑧の対応を求めるとともに、特段の事情なく多重下請が発生しないよう留意する	下請状況の実態を把握する		
<b>■ 輸送・荷役作業等の安全の確保</b>				
⑩異常気象時等の運行の中止・中断等	異常気象が発生または発生見込みの場合は無理な運送依頼を行わない。物流事業者が運行中止を判断した場合はこれを尊重する	異常気象が発生または発生見込みの場合は無理な運送依頼を行わない。物流事業者が運行中止を判断した場合はこれを尊重する		

実施が必要な事項

# ガイドライン対応の「加工食品業界 製配販行動指針」(FSP版)

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」 対応の「加工食品業界製配販行動指針」(FSP版 23年10月時点)

ガイドライン項目	(内容)	取 組 み 事 項		
		①製一配連携(メーカー→卸拠点(小売DC含む))	②配一販連携(専用DC→小売店舗)	③配一販連携(卸拠点→小売TC)
<b>■物流業務の効率化・合理化</b>				
⑪ 予約受付システムの導入	システムを導入し、荷待ち時間を削減する	待機削減効果が見込まれる場合は導入を進め、個別に生じる課題は、協議解決を図る		待機削減効果が見込まれる場合は導入を進め、個別に生じる課題は、協議解決を図る
⑫ パレット等の活用	パレット等の活用について提案があった場合には協議に応じ、積極的な活用を検討する	T-11型プラスチックパレット、ビールパレット等を標準とし、パレット納品を推進する		T-11型プラスチックパレットを標準とし、レンタルパレットでの納品も含め推進する
⑬ 入出荷業務の効率化に資する機材等の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な数のフォークリフトや作業員等、荷役に必要な機材・人員を配置する</li> <li>入出荷業務の効率化を進めるためデジタル化・自動化・機械化に取組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>着荷主は、フォークリフトや作業員の不足により作業が滞らないよう適切な措置を取る</li> <li>納品伝票電子化の実現に取組む</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>一定物量以上の納品は、手降ろしから搬送仕器への積付け納品に切替を推進する</li> <li>伝票レスと受領データを推進する</li> </ul>
⑭ 検品の効率化・検品水準の適正化	検品の効率化・適正化を推進し、返品に伴う輸送や検品時間を削減する	SKU特性(出荷量 在庫量)に応じた出荷単位を設定し、検品頻度を削減する ASNを活用した検品レスの実現に取り組む		
⑮ 物流システムや資機材(パレット等)の標準化	データ・システムの仕様やパレットの規格等について標準化を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>T-11型プラスチックパレット、ビールパレット等を標準とし、パレット納品を推進する</li> <li>標準化された納品伝票電子化の実現に取組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>T-11型プラスチックパレットを標準とし、レンタルパレットでの納品も含め推進する</li> <li>伝票レスと受領データを推進する</li> </ul>	
⑯ 輸送方法・輸送場所の変更による輸送距離の短縮	幹線輸送と集荷配送の分離、集荷・配送先の集約等を実施する	着荷主と先行在庫、マザーセンター化を検討する	店舗配送を効率化する手段として、サテライト拠点からの店舗配送を検討する	得意先センターから距離が近い卸と同居もしくは共同物流を検討する
⑰ 共同輸配送の推進等による積載率の向上	他に荷主との連携や積合せ輸送の実施により、積載率を向上する	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両の相互活用を検討する</li> <li>共配荷主の配送条件の調整を行う(リードタイムや納品時間・曜日等)</li> </ul>	エリア・方面別に共同店舗配送を検討する	<ul style="list-style-type: none"> <li>納品先センターより引取り物流を推進する</li> <li>他企業との共同TCセンター・店舗配送を検討する</li> </ul>
<b>■運送契約の適正化</b>				
⑱ 物流事業者との協議	運送契約の条件に関して、積極的に協議の場を設ける	最低限年1回は物流事業者との契約条件に関する協議機会を設ける		
⑲ 高速道路の利用	拘束時間削減のため、高速道路を積極的に利用する	拘束時間の短縮が見込める際は、配送ルート再設定を検討する	拘束時間の短縮が見込める際は、店着時間の変更と配送ルート再設定を検討する	納品先センターとの指定着荷時間から、計画的な高速道路利用を検討する
⑳ 運送契約の相手方の選定	物流事業者の選定にあたり、法令遵守状況や、働き方改革・安全性向上への取組みを考慮する	物流事業者の法令遵守状況や、安全性向上への取組みを定期的に共有する場を設ける		
<b>■輸送・荷役作業の安全の確保</b>				
㉑ 荷役作業時の安全対策	労災の発生を防止するための対策を講じるとともに、事故が発生した場合の賠償責任を明確化する	納品環境の安全確認を行い、必要に応じて改善を行う		

実施が推奨される事項

# ガイドライン対応の「加工食品業界 製配販行動指針」(FSP版)

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」対応の「加工食品業界製配販行動指針」(FSP版 23年10月時点)

ガイドライン項目	(内容)	取組み事項			
		①製-配連携 (メーカー→卸拠点 (小売DC含む))	②配-販連携 (専用DC→小売店舗)	③配-販連携 (卸拠点→小売TC)	
<b>2. 発荷主としての取組み事項</b>		メーカーとして対応する事項	センター運営者として対応する事項	納入ベンダーとして対応する事項	
実施が必要な事項	■ 物流業務の効率化・合理化				
	①出荷に合わせた生産・荷造り等	出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷役時間を短縮する	出荷の庫内業務と配送業務の引き渡しルール化により、相互に負荷が偏らない運用を構築する		
	②運送を考慮した出荷予定時刻の設定	運転者が適切に休憩を取れるよう出荷予定時刻を設定する	1日の拘束時間と翌日運行開始までの休憩時間を考慮した配送ダイヤグラムを設定する		
	■ 物流業務の効率化・合理化				
	③出荷情報等の事前提供	物流事業者や着荷主の準備時間を確保するため、出荷情報等を早期に(可能な限り出荷の前日以前に)提供する。	・適切なリードタイム確保によって、必要な車両数を事前に物流事業者案内する ・入荷予約システム運用拠点は、前日までに納品予定台数の予約を行う		
	④物流コストの可視化	着荷主との商取引において、基準となる物流サービス水準を明確化し、サービスの高低に応じてコストを上下させるメニュープライシング等の取組みを実施し、物流効率に配慮した発注を促す	「基準となる物流サービス水準の明確化」と「サービスに応じたコスト設定」につき、真摯に協議する(「物流事業者への還元」を原則とする)		
	⑤発荷主側の施設の改善	物流施設の集約、新増設、レイアウト変更等必要な改善を実施する		出荷準備、回収品の配置に十分なスペースを確保する	
	⑥混雑時を避けた出荷	渋滞や混雑を避け、出荷時間を分散させる	着荷主と協議し、効率化を検討する		
⑦発送量の適正化	日内・曜日・月波動の平準化や、隔日配送化・定曜日配送化等の納品日集約等を通じて発送量を適正化する	着荷主と協議し、納品量と頻度の適正化を検討する			
<b>3. 着荷主としての取組み事項</b>		受け入れるセンター側として対応する事項	小売業店舗として対応する事項	小売業TCセンターとして対応する事項	
実施が推奨される事項	■ 物流業務の効率化・合理化				
	①納品リードタイムの確保	輸送手段の選択肢を増やすために、納品リードタイムを十分に確保する	「納品日前々日の午後1時発注締め」を早期に実現し、最終的に「午後3時発注締め」を目標とする	「定番発注の卸受信時刻は納品日前日午前12時まで」「特売・新製品発注の卸受信日は納品日6営業日前まで」など、納品リードタイムを十分に確保したうえで、相対で定める	
	■ 物流業務の効率化・合理化				
	②発注の適正化	日内(朝納品の集中)・曜日・月波動の平準化や、適正量の在庫の保有・発注の大ロット化等を通じて発送を適正化する。取引先がメニュープライシングを用意している場合はそれを活用する	発荷主と協議し、納品量と頻度の適正化を検討する		
	③着荷主側の施設の改善	物流施設の集約、新増設、レイアウト変更等必要な改善を実施する	物量に応じた必要な接車可能バース数の設定を行う	物量、納品車格に応じた必要な荷受け場所の改善を行う	
	④混雑時を避けた納品	渋滞や混雑を避け、納品時間を分散させる	発荷主と協議し、効率化を検討する		
	⑤巡回集荷(ミルクラン方式)	着荷主が車両を手配し、巡回して集荷する方がより効率的となる場合は、発荷主と合意の上導入する	車両の相互活用、引取り物流を検討する		
<b>5. 業界特性に応じた独自の取組み</b>					
実施が必要な事項	①賞味期限の年月表示化		・賞味期間1年以上商品の早期賞味期間延長・年月表示化を実現する ・1年未満商品の年月化も検討する		
	②「1/2ルール」の完全実施		賞味期間180日以上以上の加工食品については、製配間の納品限度は「原則2/3残し」を推進する	賞味期間180日以上以上の加工食品については、配販間の納品限度は「原則1/2残し」を推進する	
	③EDIの推進		EDI受発注を推進する	・流通BMS受発注を推進する ・伝票レス納品を推進する	

# 荷待ち・荷役作業削減に向けた 加工食品業界の取組みガイドライン

2023年10月制定

食品物流未来推進会議  
(一社)日本加工食品卸協会 物流問題研究会  
SM物流研究会

# 取組みガイドラインの項目内容

---

## 1. 長時間の荷待ち・荷役作業発生要因

- (1) アイテム数の増加
- (2) 着荷主事業者物流センターのバースや入荷作業場の狭隘化
- (3) バラ降ろしによるバースの占有
- (4) 先着順による入荷検品

## 2. 長時間の荷待ち

- (1) 荷待ち時間の定義
- (2) 長時間の荷待ちの削減施策
  - ① 入荷予約受付システムの利用促進
  - ② ASNデータの普及
  - ③ 入荷時間枠の見直し
  - ④ 車両の相互活用
  - ⑤ 先行在庫の検討
  - ⑥ 発注頻度の低減
  - ⑦ マザーセンター化の検討

# 取組みガイドラインの項目内容

---

## 3. 荷役作業

### (1) 留意事項

### (2) 荷役作業現場での安全対策

### (3) フォークリフト作業

### (4) 商品の整列作業

- ① 荷降ろし時、パレットに商品が単載(1アイテム1賞味期限)されている場合は、そのまま荷受けする。複数の商品がパレット上に混載され、そのままでは検品ができない場合、検品できる状態に商品を整列することは、発荷主事業者側の業務範囲とする。同一商品で複数の賞味期限が混在する場合も同様とする。
- ② 検品できる状態に商品を整列するために使用する積替え什器の種類は問わない(パレット/カートラック/カゴ車等)。ただし、什器は作業場付近にあらかじめ着荷主事業者側で用意しておき、保管場所までドライバーに取りにいかせてはならない。また、積替え後に所定の場所まで商品を搬送させることも不可とする。

### (5) その他の作業

- ① ラベル貼付、所定の場所への二次移動、棚入れ、賞味期限入替え等の作業は、着荷主事業者側の業務範囲とする。
- ② 着荷主事業者事由で、事前に双方で取り決めた利用可能なパレットから他のパレットに積替える作業は、着荷主事業者側の業務範囲とする。着荷主事業者物流センターのラック高さに合わせるための段落とし作業も同様とする。

# 日食協「物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」

2023年11月20日  
一般社団法人 日本加工食品卸協会

## 物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画

一般社団法人日本加工食品卸協会は、「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を踏まえ、下記のとおり自主行動計画を定め、会員企業による物流の適正化・生産性向上に向けた取組みを推進するものとします。

### 記

1. 物流の適正化・生産性向上は、1業種1企業だけの対応で成果をあげることは困難であり、発着荷主間の連携・協力があって達成されるものとの前提に立ち、製配販3層で組織するフードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト(「FSP会議(\*1)」)において策定された「加工食品業界製配販行動指針(FSP版)」(別紙1)をもって当協会の自主行動計画とする。
2. 上記1に加え、荷待ち時間・荷役作業削減については、更に対応方針を明確にするため、当協会と食品物流未来推進会議(SBM会議)が取りまとめた「荷待ち・荷役作業削減に向けた加工食品業界の取組みガイドライン」(別紙2)の主旨に沿って行動するものとする。
3. 上記1及び2は今日時点での対応指針であり、今後の進捗の状況により、更なる適正化・生産性向上を目指して見直しを行っていくものとする。

以上

# 「加工食品業界 製配販行動指針」(FSP版)の25年度各層評価

## 本評価の枠組みと分析アプローチ

### 評価対象



メーカー（8社）：  
食品物流未来推進会議  
（SBM会議）加盟企業



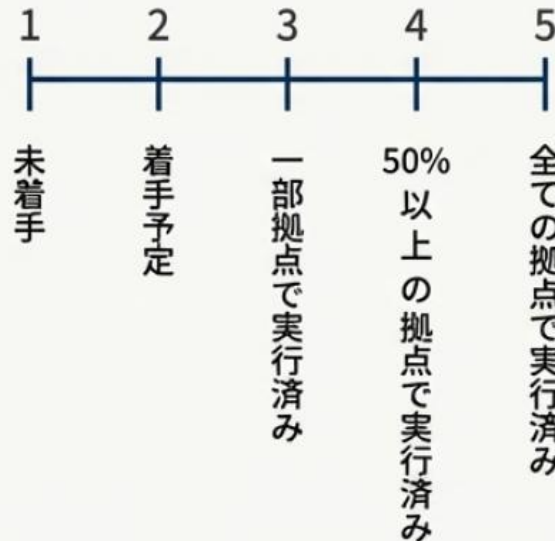
卸売業（8社）：  
日本加工食品卸協会  
加盟企業



小売業（20社）：  
SM物流研究会・  
関西SM物流研究会  
加盟企業

### 評価基準

各社の取り組み状況を  
5段階で自己評価



### 分析の視点

製配販各層の平均評価を比較し、  
3つのカテゴリーで進捗と課題を検証。

**ギャップあり：**  
層間で評価点に大きな乖離がある項目

**共に低評価：**  
全ての層で評価点が低い項目

**共に高評価：**  
全ての層で評価点が4.0以上の項目

製配販の業務結節点にフォーカスし、一方の独りよがりではなく双方がより良くなる取り組みと結果を確認。課題については双方で共有し解決に向けた活動につなげる、**製配販が一体となった行動指針と評価指標**の位置付け



# 加工食品業界製配販行動指針（FSP版）

区分	ガイドライン項目	内容	優先度
物流業務の 効率化・合理化	① 荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握	入出荷に係る荷待ち・荷役作業等にかかる時間を把握する	A
	② 荷待ち・荷役作業時間「2時間以内」ルール	・物流事業者に対し、長時間の荷待ちや運送契約にない荷役作業等をさせてはならない。 ・荷待ち荷役作業等にかかる時間が2時間以内となっている荷主は、目標1時間以内としつつ、更なる時間短縮に努める	A
	③ 納品リードタイムの確保	物流事業者の準備時間の確保や輸送手段の選択肢を増やすために、納品リードタイムを十分に確保する	A
	④ 予約受付システムの導入	システムを導入し、荷待ち時間を削減する	A
	⑤ 物流資機材の標準化・利活用	・パレット等の物流資機材の規格等について標準化を推進する。 ・パレットの活用について提案があった場合には協議に応じ、積極的な活用を検討する。	A
	⑥ 物流システムの標準化・利活用	データ・システムの仕様の標準化と共同利活用を推進する	A
	⑦ 検品の効率化・検品水準の適正化	検品の効率化・適正化を推進し、検品のための作業や検品時間を削減する	A
	⑧ 出荷に合わせた生産・荷造り等	出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷役時間を短縮する	A
	⑨ 共同輸配送の推進等による車両の有効活用	・幹線輸送と集荷配送の分離、集荷・配送先の集約等を実施する ・他荷主との連携や積合せ輸送の実施により、積載率を向上する	C
	⑩ 発注の適正化	日内（朝納品の集中）・曜日・月変動の平準化や、繁閑差の平準化、適正量の在庫の保有・納品日の集約・発注の大ロット化等を通じて発送・納品量を適正化する。	C
	⑪ 混雑時を避けた運送	渋滞や混雑を避け、出荷・納品時間を分散させる	C
	⑫ 物流管理統括者の選定	物流業務を統括する者（役員等）を選任し、物流の適正化・生産性向上に向け、社内の関係部門（調達・販売等）との連携を促進する	B
	⑬ 物流の改善提案と協力	・商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討・改善する ・荷待ち時間や附帯作業の合理化要請があった場合は、真摯に協議に応じ自らも積極的に提案する	B
	⑭ 荷主側の施設の改善	物流施設の集約、新增設、レイアウト変更等必要な改善を実施し、パース等の荷捌き場について、貨物の物量に応じて適正に確保する	B
	⑮ 入出荷業務の効率化に資する機材等の配置	適正な数のフォークリフトや作業員等、荷役に必要な機材・人員を配置する	B
	⑯ 物流コストの可視化	荷主間の商取引において、基準となる物流サービス水準を明確化し、サービスの高低に応じてコストを上下させるメニューブライジング等の取組みを実施し、物流効率に配慮した発注を促す	B
輸送荷役時の 安全確保	① 運送時の安全対策	・異常気象が発生または発生見込みの場合は無理な運送依頼を行わない。物流事業者が運行中止を判断した場合はこれを尊重する ・運転者が適切に休憩を取れるよう出荷予定時刻を設定する	A
	② 荷役作業時の安全対策	労災の発生を防止するための対策を講じるとともに、事故が発生した場合の賠償責任を明確化する	A
運送契約の 適正化	① 運送契約の書面化	運送契約は書面または電磁的方法を原則	B
	② 荷役作業等にかかる対価	・荷主は運転者が行う荷役作業料等を支払う者を明確化し、物流事業者に適正な料金を支払う ・自ら運送契約を行わない荷主事業者においても同様	B
	③ 運賃と料金の別建て契約	運送の対価である「運賃」と、運送以外の役務等の対価である「料金」は別建てで契約を原則とする	B
	④ 燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映	物流事業者から燃料サーチャージ、燃料費上昇、高速道路料金実費の料金反映を求められた場合は、適切に転嫁する	B
	⑤ 下請取引の適正化	元請事業者が下請に出す場合、⑤～⑧の対応を求めるとともに、特段の事情なく多重下請が発生しないよう留意する	B
	⑥ 物流事業者との協議	運送契約の条件に関して、積極的に協議の場を設ける	B
	⑦ 高速道路の利用	拘束時間削減のため、高速道路を積極的に利用する	B
	⑧ 運送契約の相手方の選定	物流事業者の選定にあたり、法令遵守状況や、働き方改革・安全性向上への取組みを考慮する	B
業界特性に 応じた取組み	① 賞味期限の年月表示化	商品在庫管理の簡素化と食品ロス削減を図る	A
	② 「1/2ルール」の完全実施	納入期限を統一化し、受注・出荷工程の簡素化を図る	A
	③ E D I の推進	データによる精度向上とシステム開発費低減を図る	A



# 加工食品業界製配販行動指針（FSP版）ポイント

## 物流効率化・適正化のための行動指針：優先順位別ガイドライン

本ガイドラインは、物流業界における「2024年問題」等の課題解決に向け、荷主が優先的に取り組むべき事項をまとめたものです。時間の管理、安全の確保、契約の透明性を軸に、即効性の高い「優先度A」から、中長期的な改善を図る「優先度B・C」へと段階的に構成されています。

### 【優先度A】即時に取り組むべき最重要アクション

荷待ち・荷役時間の  
「2時間以内」ルール徹底

輸送・荷役時の  
徹底した安全確保

業界標準の導入と  
リードタイムの確保



入出荷時間を把握し、  
合計2時間以内への延滞  
を目指す。

異常気象時の無理な依頼  
を避け、労災防止対策と  
責任明確化を行う。

EDI推進や賞味期限表示の  
変更、十分な納品準備期間  
の提供を行う。

### 【優先度B・C】持続可能な物流のための構造改善

運送契約の適正化と  
コストの可視化

物流管理体制の  
強化と施設改善

効率的な配送  
ネットワークの構築



契約の書面化、燃料サー  
チャージの反映、運賃と料金  
の別建て契約を推進する。

物流管理統括者の通任と、  
荷捌き場の通正確保や機材  
・人員の最適配置を行う。

共同輸配送の推進、発注の  
平準化、混雑時を避けた  
分散出荷を実施する。

# 加工食品業界製配販行動指針（FSP版）製配販平均評価

## 2024年と2025年の優先度Aガイドライン項目の各層平均値

ギャップあり

共に低評価

共に高評価

### 2024年

連携パターン	回答企業	優先度 ガイドライン項目	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	全体平均	
			①荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握	②荷待ち・荷役作業時間「2時間以内」ルール	③納品リードタイムの確保	④予約受付システムの導入	⑤物流資機材の標準化・利活用	⑥物流システムの標準化・利活用	⑦検品の効率化・検品水準の適正化	⑧出荷に合わせた生産・荷造り等	①運送時の安全対策	②荷役作業時の安全対策	①賞味期限の年月表示化	②「1/2ルール」の完全実施		③ E D I の推進
①製-配連携 (メーカー→卸拠点 (小売DC含む))	卸売業 日食協加盟卸 10社平均		3.8	3.4	3.2	3.2	3.4	3.4	2.9		3.1	4.0	3.0	3.3	3.7	4.3
	メーカー SBM加盟 8社平均		4.0	3.6	3.9	3.8	4.3	2.8	2.3	3.8	4.9	4.8	3.9	3.3	3.9	3.3
②配-販連携 (専用DC→小売店舗)	卸売業 日食協加盟卸 10社平均		3.8	3.4	3.2	3.2	3.4	3.4	2.9		3.1	4.0	3.0	3.3	3.7	4.3
	小売業 SM物流研究会 15社平均		4.9	4.0	5.0	4.7	4.1	3.9	3.1	4.1	4.8	4.6		5.0	5.0	4.0
③配-販連携 (卸拠点→小売TC)	卸売業 日食協加盟卸 10社平均		2.7	2.6	3.0	3.0	2.0	2.0	3.2	3.9	4.1	3.9		3.1	3.7	3.4
	小売業 SM物流研究会 15社平均		4.1	3.9	5.0	2.9	3.4	4.2	3.6	4.1	4.8	4.6		5.0	5.0	3.8

### 2025年

連携パターン	回答企業	優先度 ガイドライン項目	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	全体平均	
			①荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握	②荷待ち・荷役作業時間「2時間以内」ルール	③納品リードタイムの確保	④予約受付システムの導入	⑤物流資機材の標準化・利活用	⑥物流システムの標準化・利活用	⑦検品の効率化・検品水準の適正化	⑧出荷に合わせた生産・荷造り等	①運送時の安全対策	②荷役作業時の安全対策	①賞味期限の年月表示化	②「1/2ルール」の完全実施		③ E D I の推進
①製-配連携 (メーカー→卸拠点 (小売DC含む))	卸売業 日食協加盟卸 8社平均		4.1	4.1	3.1	4.1	3.3	2.7	2.9		4.1	4.4	3.1	3.2	3.7	4.4
	メーカー SBM加盟 8社平均		4.0	4.0	4.1	3.9	4.5	2.9	2.9	3.9	5.0	5.0	3.9	3.3	4.1	3.6
②配-販連携 (専用DC→小売店舗)	卸売業 日食協加盟卸 8社平均		3.2	3.8	3.4				4.1		4.3	4.3		3.3	4.2	4.0
	小売業 SM物流研究会 20社平均		3.5	3.8	4.4	4.3	3.4	4.1	3.8	4.1	4.1	4.3		4.6	4.4	4.1
③配-販連携 (卸拠点→小売TC)	卸売業 日食協加盟卸 8社平均		3.1	3.5	2.9	3.3	3.1	3.6	3.8	3.6	4.2	4.2		3.2	4.0	3.7
	小売業 SM物流研究会 20社平均		4.2	3.7	4.0	4.1	3.8	4.2	3.8	4.1	3.8	4.4		4.4	4.4	3.9

# 加工食品業界製配販行動指針（FSP版）製配販平均評価

2025/12/23

## 2025年自己評価の傾向と対比分析、進捗、課題について

- 各層間で点数ギャップの大きい項目は、昨年(15)に対し本年(9(▲6))へ減少  
ギャップ要因は、SBMおよびSM物流研究会以外のメーカー、小売業起因が大きい。
- 両層とも点数が低い項目は、昨年の傾向と変化はない。
- 両層とも点数が4.0以上の高評価項目が、昨年(1)に対し本年(9(+8))へ増加  
取り組み事項と目的が明確により、現場運用への反映が進んでいると想定
- チャレンジ項目として以下の実行事例あり  
 (卸)メーカー共配DCを設置し、複数メーカー混載にて卸拠点へ納品  
 (卸)特定運送会社による入荷集約、発注曜日集約による入荷件数・車両削減  
 (小売)同施設内の他チェーンと車両共有と一部で混載配送  
 (小売)特売時のセンター分散入荷及び店舗への分散納品  
 (小売)家庭用品(雑貨)は、トラックの積載率を考慮し週3回→週2回納品へ変更

連携PT	No・傾向	ガイドライン項目	対比分析
製・配	① 共に高評価	入荷時間把握・入荷滞留2時間以内	取り組み事項と目的の明確化による改善
製・配	② ギャップ	納品LT・パレタイズ化・賞味年月表示化	SBMメーカー以外の課題
製・配	③ 共に低評価	物流システム利活用・検品効率化	ASN&ノ一検品の展開、運用見直しが進んでいない
製・配・販	④ 共に高評価	運送・荷役の安全対策	取り組み事項と目的の明確化による改善
製・配	⑤ 共に低評価	1/2ルール完全実施	SM物流研究会以外の課題
配・販TC	⑥ ギャップ	入荷時間把握・納品LT・予約・什器利活用	SM物流研究会以外の課題
配・販	⑦ ギャップ	1/2ルール完全実施	SM物流研究会以外の課題
配・販	⑧ 共に高評価	EDIの推進	ASN&ノ一検品は定着 今後「商品情報」や「取引条件」のEDI化推進

# 2026年度 活動・評価基準の方向性

## 2025年に「共に高評価」となった項目



### 安全対策

#### Guideline

- ① 運送時の安全対策
- ② 荷役作業時の安全対策

#### Key Insight

法規制対応という明確な目標と共通の責任感が、全層での高い実行レベルを実現。



### 荷役効率化

#### Guideline

- ① 荷待ち時間・荷役作業等の時間把握
- ② 荷待ち・荷役作業時間「2時間以内」ルール

#### Key Insight

時間という具体的なKPIが、入荷プロセス改善へのインセンティブとして機能。

✓ 製配連携の評価は両層とも4.0超え。



### データ連携

#### Guideline

- ③ EDIの推進

#### Key Insight

ASN(事前出荷情報)とノー検品の定着が基盤となり、今後は「商品情報」や「取引条件」のEDI化が次なる焦点。

✓ 配販連携の評価は両層とも4.0超え。

## 評価基準改定（レベルアップ）案

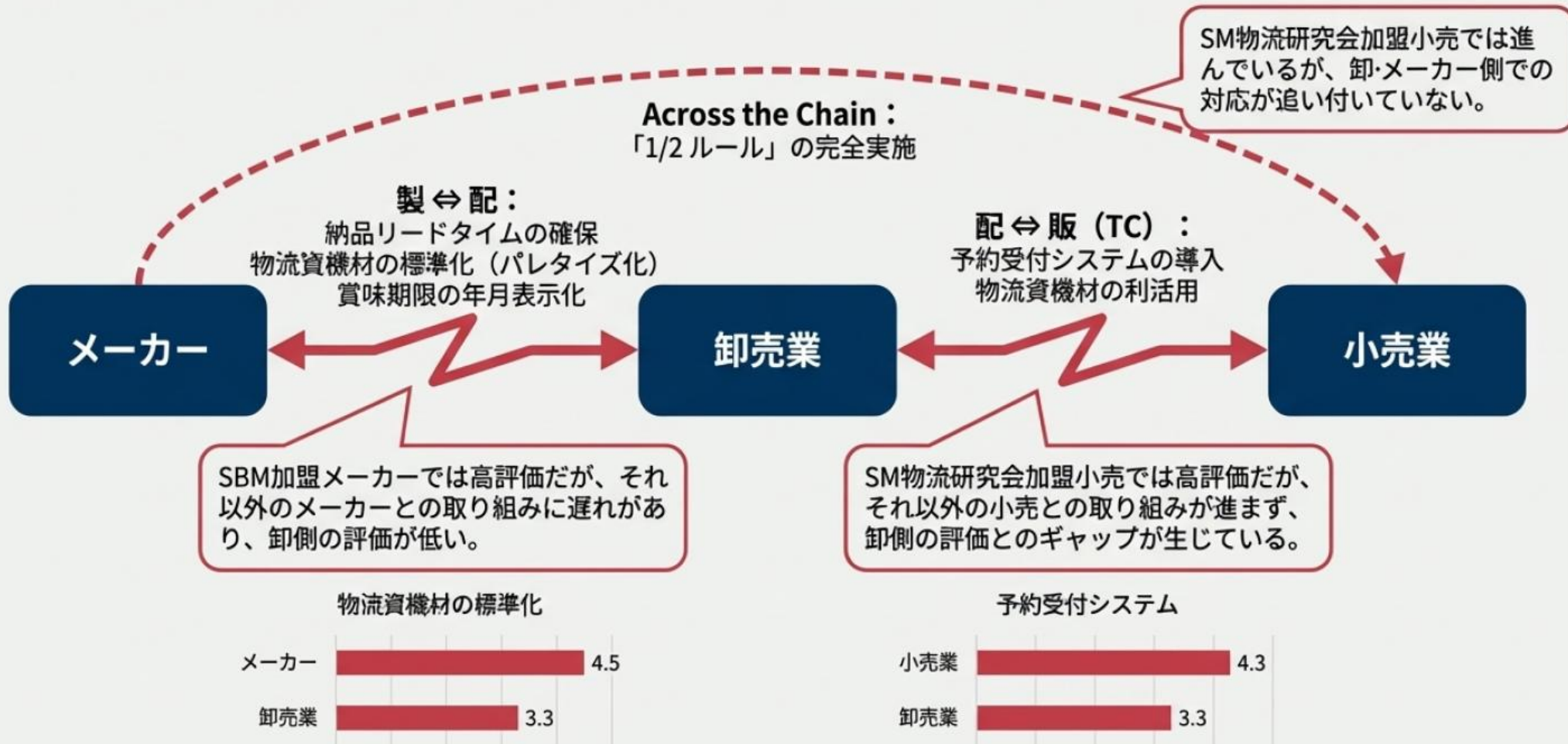
- 異常気象の明確な判断基準を設定
- 作業事故ゼロ運動の実施と成果
- 空調設備導入による熱中症対策

- 改正物流効率化法における特定荷主定期報告書サンプリング計測数値の法令順守
- パレット積載品の滞留1時間以内

- 配販間の情報連携項目の進化
  - ・商品情報連携
  - ・特売追加対応の基本運用設定

# 2026年度 活動・評価基準の方向性

## 依然として層間で評価のズレが大きい項目



- 流通業界を形成している**FSPに参画していない団体・企業との取り組み拡大**の模索
- パレタイズ化・1/2ルールの更なる定着は**相互の事業環境を鑑みた歩み寄り**が肝要
- 取り組み拡大と連動し、評価単位をFSP参画企業とFSP外企業で分けることも検討
- 関係省庁・団体と継続して連携し、より踏み込んだ協議機会の設定に取り組む

## メーカー・卸間 納品リードタイム・受注締め時間状況 (首都圏エリア：2025年7月現在)

### 1. 全賛助会員メーカー（120社）を対象とした構成

	LT1日		LT2日以上						合計			
	社数	構成比①	社数	構成比①	LT1日→LT2日		従来からLT2日				従来からLT3日以上	
社数					構成比①	社数	構成比①	社数	構成比①	社数	構成比①	社数
午前締	21	17.5%	56	46.7%	22	18.3%	27	22.5%	7	5.8%	77	64.2%
午後締	0	0.0%	43	35.8%	38	31.7%	1	0.8%	4	3.3%	43	35.8%
合計	21	17.5%	99	82.5%	60	50.0%	28	23.3%	11	9.2%	120	100.0%

### 2. 賛助会員メーカー中 従来LT1メーカー（81社）を対象とした構成

	現状でもLT1日		LT1日→LT2日		合計	
	社数	構成比②	社数	構成比②	社数	構成比②
午前締	21	25.9%	22	27.2%	46	56.8%
午後締	0	0.0%	38	46.9%	35	43.2%
合計	21	25.9%	60	74.1%	81	100.0%

### 3. 午後締LT2メーカーの受注締め時間

受注締め時間	LT1日→LT2日	
	社数	構成比③
13:00	22	73.3%
14:00	11	36.7%
15:00	5	16.7%
合計	38	126.7%

## (4) SM物流研究会の活動状況

名称	<b>SM物流研究会</b>
設立	<b>2023年10月18日</b>
座長	株式会社ライフコーポレーション 首都圏PC・物流本部 本部長 渋谷 剛
参加企業数	<b>24社</b>
会議場所	一般社団法人 日本スーパーマーケット協会 会議室
会議回数	3カ月に1回実施 (8月、12月、関西SM物流研究会、首都圏SM物流研究会の開催月を除く)



座長を務める  
株式会社ライフコーポレーション  
首都圏PC・物流本部 本部長  
渋谷 剛



SM物流研究会 参加メンバー

## ■ SM物流研究会 参加企業(23社)

・2023年 5月 (株)西友と(株)カスミがメンバーに加わり、6社に



・2023年 10月 (株)いなげや、(株)原信、(株)ナルス、(株)東急ストアがメンバーに加わり、10社に



・2024年 3月 (株)平和堂、(株)エコス、(株)たいらや、(株)マスダ、(株)与野フードセンターがメンバーに加わり、15社に



SM物流研究会 作成資料.

## ■ SM物流研究会 参加企業(23社)

・2024年 5月 (株)イトーヨーカ堂がメンバーに加わり、16社に



・2024年 9月 (株)ベイシアがメンバーに加わり、17社に



・2024年 10月 (株)万代、(株)オークワがメンバーに加わり、19社に



・2025年 3月 (株)マルアイがメンバーに加わり、20社に



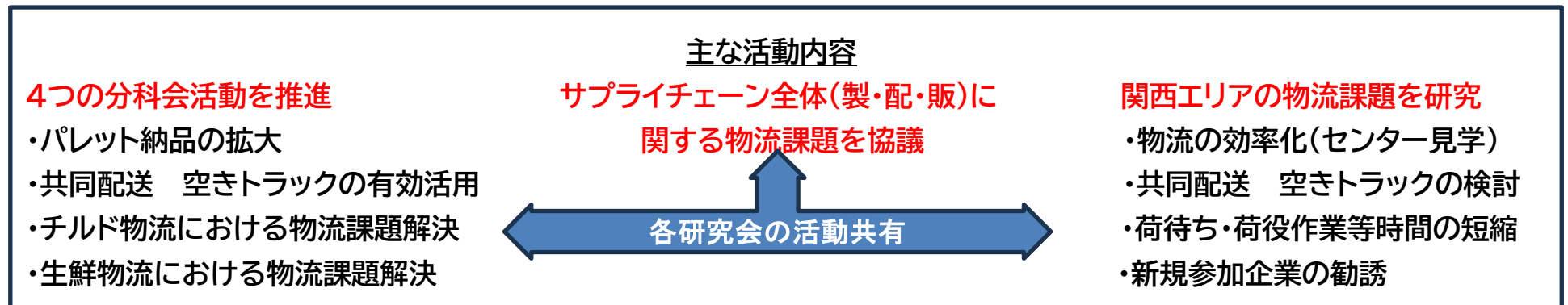
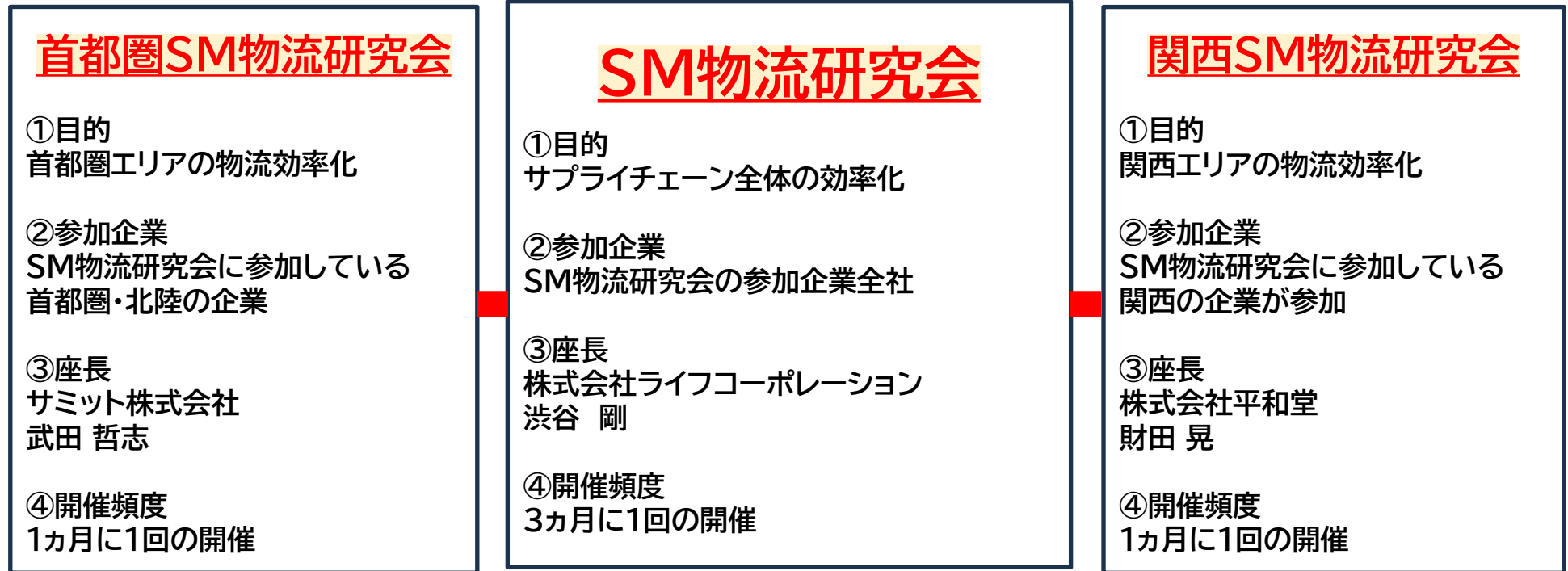
・2025年 4月 (株)京成ストアがメンバーに加わり、21社に



・2025年 9月 (株)ウオロク、(株)とりせんがメンバーに加わり、23社に



## ■ SM物流研究会 現体制



## ■ SM物流研究会 分科会の発足

スピード感をもって取り組みを進めるため、取り組み項目別にグループ分けして検討を進め、「**研究会で全体共有→検討・決定→実行**」を行う

取り組み項目	担当企業
<b>パレット納品の拡大</b>	マルエツ、ライフ、原信・ナルス
<b>共同配送、空きトラックの有効活用</b>	カスミ、西友、ベイシア
<b>生鮮物流における物流課題の解決</b>	サミット、東急ストア、イトーヨーカ堂
<b>チルド物流における物流課題の解決</b>	ヤオコー、いなげや、エコスグループ 京成ストア

SM物流研究会 作成資料

## ■ SM物流研究会 分科会の取り組み

分科会	取り組み内容
パレット納品の拡大	<p><b>即席麺、菓子メーカーとの意見交換において各社物流センターの荷役作業実態(バラ積み納品による荷役作業の長時間化)を提示し、危機感を共有。</b></p> <p>また、メーカーから「パレット納品に向けた卸、小売への要望事項」を提示してもらい、一部メーカーで特売等物量が多い日のパレット納品化までは実現。</p>
共同配送、空きトラックの有効活用	<p><b>現在、加工肉メーカーの配送ルート、配車車両の積載余力に着目した共同配送の可能性について、発着荷主と運送事業者が連携し仮説案を検証。</b></p> <p>最初の成功事例の実現に向けて、製・配・販の三層連携の知見を積み上げている。</p>
生鮮物流における物流課題の解決	<p><b>サプライチェーンが複雑な青果をテーマに「市場流通ビジョンを考える会」と「卸売市場・SM物流研究会」を発足し、勉強会を実施。</b></p> <p>市場流通の実態整理・共通理解と課題の洗い出しに取り組み、それぞれの課題の根本原因と解決策について協議。協議を進める中で重要性が強く認識されつつある、LT延長をサミット、東急ストアで開始し、効果を定量、定性の両面から検証。</p>
チルド物流における物流課題の解決	<p><b>チルド物流研究会(加工肉メーカー、乳業メーカー、チルド麺メーカー)との意見交換。</b></p> <p>チルド物流研究会とチルド版FSP(「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」対応の「チルド食品版 製・配・販行動指針」)の作成に向けての意見交換。</p>

SM物流研究会 作成資料

# (5) 「改正物流効率化法」の施行について

荷主・物流事業者に対し、**荷待ち・荷役等時間の削減や積載効率の向上等**を努力義務化。

## すべての事業者 2025年4月施行

○①**荷主\*** (発荷主、着荷主)、②**物流事業者** (トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫) に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

\* 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

## 一定規模以上の事業者 2026年4月施行 (想定)

○上記①②の事業者のうち一定規模以上のもの (特定事業者) に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告等**を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

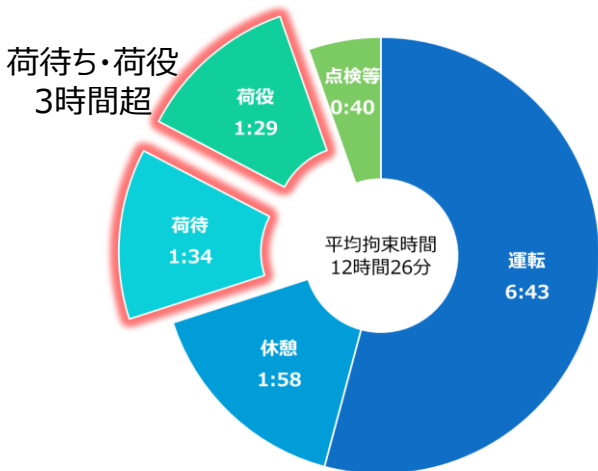
○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

\*特定荷主：第一種荷主、第二種荷主それぞれの立場で取扱貨物の重量が年間9万トン以上

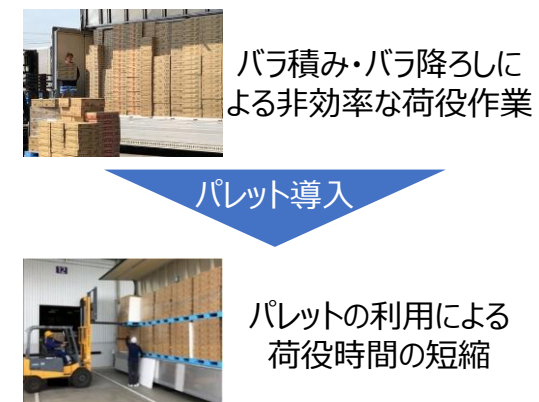
【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】

【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】

【荷主等が取り組むべき措置の例】



取り組むべき措置	判断基準 (取組の例)
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等
荷役等時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載効率の向上等	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等



## 荷主・物流事業者等の判断基準等のポイント

- **すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

### ① 積載効率の向上等

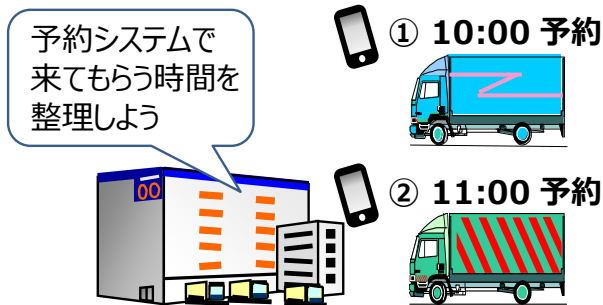
- ・ 共同輸配送や帰り荷の確保
- ・ 適切なリードタイムの確保
- ・ 発送量・納入量の適正化 等



地域における配送の共同化

### ② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システムの導入
- ・ 混雑時間を回避した日時指定 等



トラック予約受付システムの導入

### ③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入
- ・ タグ等の導入による検品の効率化
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置 等



パレットの利用や検品の効率化

## 特定事業者の指定基準等のポイント

- 全体への寄与度がより高いと認められる**大手の事業者が指定**されるような基準値を設定。

### 特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上  
(上位3,200社程度)

### 特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上  
(上位70社程度)

### 特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上  
(上位790社程度)

- **物流統括管理者（CLO）**は、**事業運営上の重要な決定に参画**する管理的地位にある**役員等から選任**。 31

# 「新物流効率化法」の施行に向けた今後のスケジュール

- 2024年5月15日 物流改正法 公布
- 2024年6月～11月 第1回～第4回合同会議（規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ）
- **2024年11月27日** **合同会議取りまとめ**を策定・公表
- **2025年1月・2月** **法律の施行①**に向けた政省令の公布

---

- **2025年4月1日** **法律の施行①**
  - 基本方針
  - 荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準
  - 判断基準に関する調査・公表 等
- } 特定事業者の指定の指定に向け  
荷主：取扱貨物重量の把握  
トラック：車両台数の把握  
倉庫：保管量の把握
- **2025年8月29日** **法律の施行②**に向けた政省令の公布
- **2025年9月** **特定荷主の物流効率化法への対応の手引き**

---

- **2026年4月** **法律の施行②**
  - 特定事業者の指定
  - 中長期計画の提出・定期報告
  - 物流統括管理者（CLO）の選任 等
- } 定期報告に向け  
・実施状況把握  
・荷待ち時間等の計測
- **2026年5月末** **特定事業者の届出～指定手続**  
指定後速やかに**物流統括管理者（CLO）の選任届出**
- **2026年10月末** **中長期計画の提出**
- 2026年秋頃 判断基準に関する調査・公表の実施

---

- **2027年7月末** **定期報告の提出**

## 3. サプライチェーンを繋ぐ情報流の現状と課題

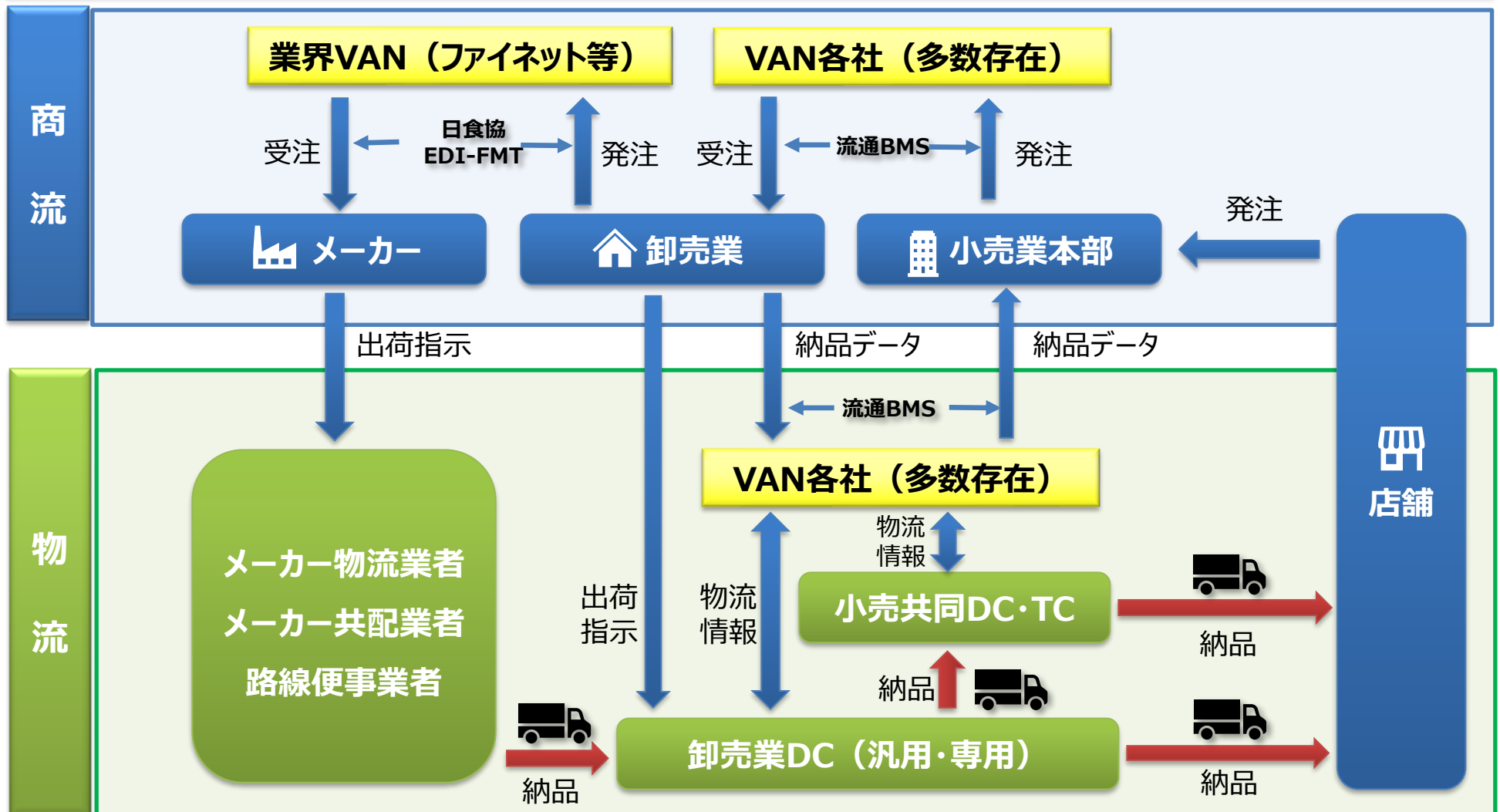
---

- (1) 加工食品流通業界の情報流の現状
- (2) メーカー・卸間の情報流効率化に向けた取組み
- (3) 商品情報連携におけるサプライチェーン間での課題
- (4) 「N-Sikle」(日食協 商品情報連携標準化システム)

# (1) 加工食品流通業界の情報流の現状

現状と課題

- 卸・メーカー間 : ①商流 - 業界VANにより標準化が進んでいるが、固定長FMTのため、新たなメッセージ種の要望に対応できない。  
 : ②物流 - 情報は紙媒体（納品伝票）のやり取り今だに主流で、電子的に情報が繋がっていない。
- 小売・卸間 : ①商流 - 大手小売業を中心に流通BMSが普及し、物流・請求支払まで含めた業務プロセスの標準化が進んでいる。  
 : ②物流 - 納品情報は既にデータによりやり取りがされ、その信頼性に基づいた検品レスが実施されている。



## (2) メーカー・卸間の情報流効率化に向けた取組み

### ① 目的と課題・あるべき姿

#### 【目的】

「メーカー・卸間次世代標準EDI推進協議会」にて、加工食品サプライチェーンにおけるメーカー・卸間の次世代の標準EDIを策定し、先ずは、「持続可能な物流の構築」に関する導入が急がれる事前出荷情報（ASN）等を検討・計画・実施する（伝票・検品レス含む）。

#### 【課題・あるべき姿】

#### 日食協標準EDIフォーマット

課 題					
技術的老朽化 (制定から38年経過)	新データ種 フォーマットの 要望	現行運用と 仕様書の 老朽化	未利用等 フォーマット の対応	ASNの利活用 (物流問題)	業際間の標準化 (加工食品・菓子等)



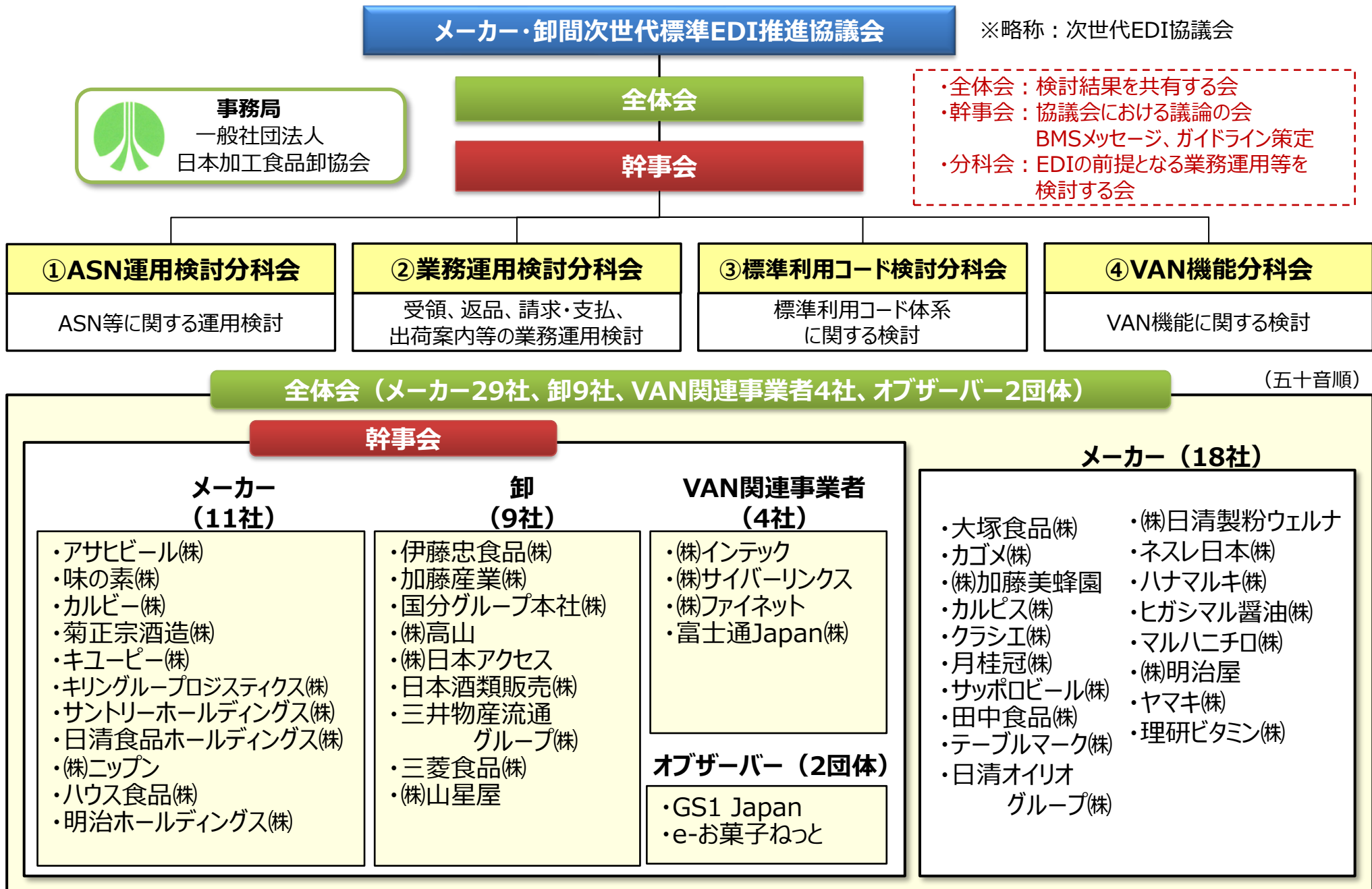
#### あるべき姿

メーカー・卸間  
BMS  
(Business Message Standards)

今後は、日食協フォーマットをバージョンアップせず、  
**新たにメーカー・卸間BMSを構築し**  
**BMSを製・配・販3層の標準化EDIとする**

※ 小売⇔メーカー・卸間のEDIは、流通BMSとして利活用が進んでいる。

## ② 「メーカー・卸間次世代標準EDI推進協議会」体制図 (2026年2月現在)



### ③ 検討の進め方

#### Step 1

(本年度)

#### 物流（事前出荷情報（ASN）～受領の高度化）

##### 卸・小売間に比べ遅れている卸・メーカー間の事前出荷（ASN）に関する物流の高度化を図る

以下、既存流通BMSメッセージを参考に各業界VANフォーマットを含めて検討を行う。

- **受発注、受注回答(仮ASN(新規))、ASN(見直し)**  
※ ASNを実現する上で、必要に応じて受発注データの見直しを行う
- **受領～請求・支払の業務運用検討**  
受領～請求・支払を鑑みてStep1では、受領～請求・支払（出荷案内も含む）までの業務運用を検討し、Step2の実現へ繋げる。また、メーカー・卸間で出荷案内の運用等に差異があるのを是正する。  
※ BMSメッセージを作成すると共に、業務運用、VAN機能他を分科会にて検討し、ガイドラインを作成する。

#### Step 2

#### 受領、返品、請求・支払のデータ化と出荷案内の見直し

- **他業界では実現している受領、返品・返品受領のデータ化を行う**
- **請求・支払のEDI化を推し進め、効率化と高度化を図る**

以下、既存流通BMSメッセージを参考に各業界VANフォーマットを含めて検討を行う。

- **物流：受領（新規）、返品・返品受領(新規)**
- **出荷案内（見直し）**
- **債権債務：請求（（出荷案内）見直し→新規）、支払（新規）**

#### Step 3

#### 残りの既存日食協フォーマットからBMSメッセージへの集約

##### 残りの既存日食協フォーマットからBMSメッセージへの集約を推し進め、効率化と高度化を図る

日食協FMTと各業界VANフォーマットを参考にBMSメッセージを検討する。

- **残りの既存フォーマット（在庫、販売実績、販促金、その他）をBMSメッセージに集約し、標準化を図る**

## ④ 検討状況

No	検討事項	状況
1	考え方・方針について	合意（済）
2	BMSにする意義の明確化	合意（済）
3	小売専用センター・卸外部倉庫（汎用以外）とのASN関連データ送受信形態	メーカー・物流業者⇔業界VAN⇔卸間及び小売専用センター間及びSIP基盤(納品伝票エコシステム)を利用したデータ送受信形態を検討。 SIP基盤は、メーカー・卸・小売共に必要に応じて、各社の判断のもと相対で対応するものとし、業界VAN連携は、今後必要に応じて検討する。 今後、更に内容を詰める予定。
4	ASN業務プロセスの確認・検討	幹事会にて挙げたASN運用課題等について、今後ASN業務運用分科会にて検討予定。
5	技術基盤の確認・検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メッセージ：受発注、受注回答（仮ASN）、事前出荷情報（ASN） 日食協フォーマットとe-お菓子ねっとフォーマットの受発注、ASN等のデータマッピングを実施。今後内容を詰め、流通BMSと同等のメッセージ別定義一覧表、メッセージ引継項目一覧、メッセージ別項目一覧、コードリスト一覧を作成予定。※今回、日雑(プラネット)、医薬(JD-NET)等は除外。</li> <li>・データ形式：XML形式にて合意</li> <li>・通信手段：ebXML、JX等で合意</li> </ul>
6	VAN機能	主な業界VAN機能を具現化すべくVAN機能検討分科会にて検討予定。
7	業務運用検討	受領、返品、請求・支払と出荷案内の業務運用を今後、業務運用検討分科会にて検討予定。
8	標準利用コード体系検討	標準利用コード（取引先、商品等）体系を 今後、標準利用コード検討分科会にて検討予定。
9	ガイドライン	流通BMSと同等のガイドライン等を検討。
10	実証実験	実証実験案を提示。いろいろと意見があり、今後更に詰める予定。

※幹事会における検討資料は、日食協HP会報に掲載（公開） ※業界VAN：サービス提供～ファイネット社

## ⑤ 今後の予定

項目	2025年										2026年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
次世代EDI協議会	幹事会 3/26 ▲	全体会 4/17 ▲	幹事会 5/30 ▲		幹事会 7/30 ▲		幹事会 9/24 ▲	全体会 10/28 ▲	幹事会 11/26 ▲		幹事会 1/29 ▲		幹事会 3/25 ▲
1.考え方・方針	→												
2.BMSの意義明確化	→												
3.小売センタ送受信			→										
4.ASN業務プロセス確認			→					準備			分科会		
5.技術基盤の検討		→		→									
6.VAN機能検討				→					準備			分科会	
7.業務運用検討								準備			分科会		
8.標準利用コード体系								分科会準備					
9.ガイドライン作成								→					
10.実証実験											発注~ASN		
11.その他											→		
DPC ASN運用検討	→												
日食協 各部会検討	→												

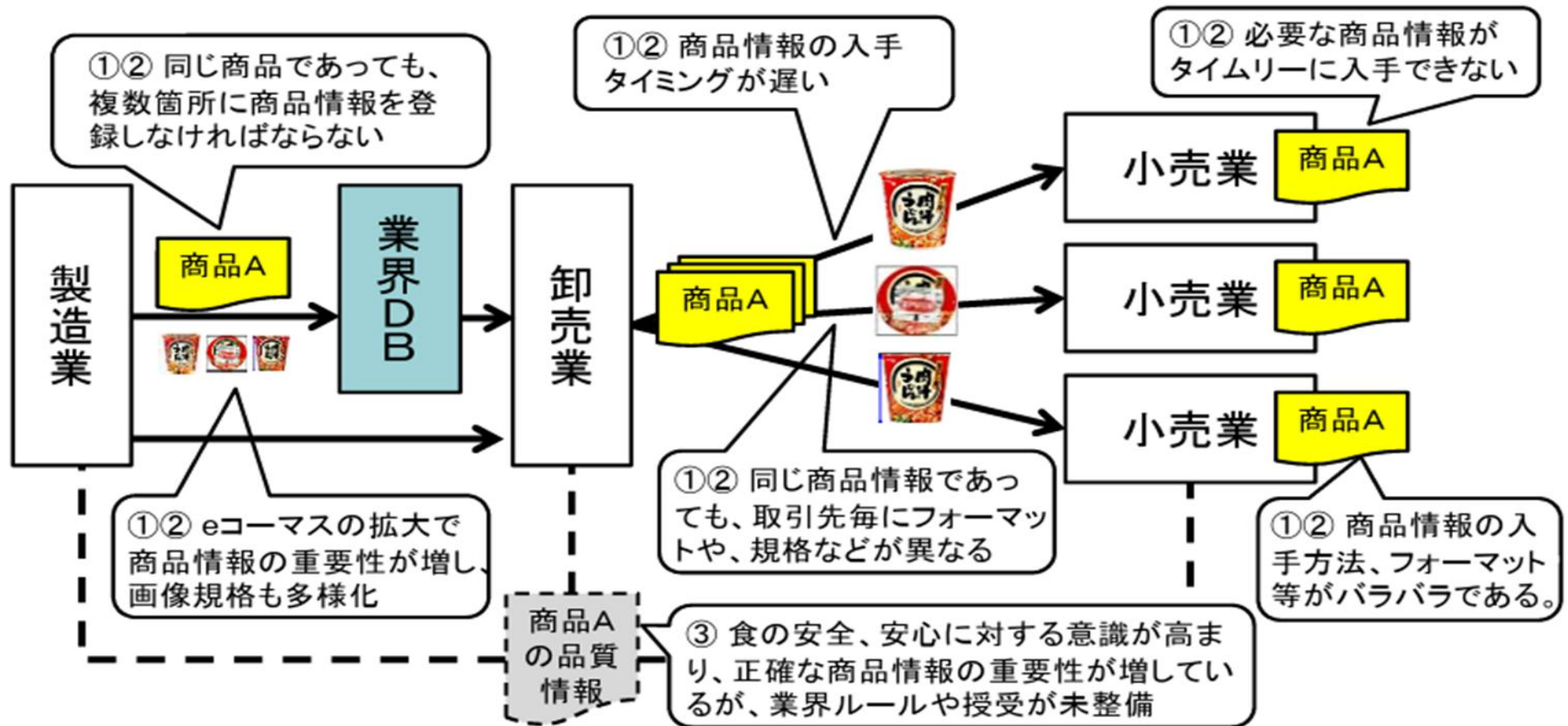
※ ● : 来年度も継続予定

### (3) 商品情報連携におけるサプライチェーン間での課題

#### 積年の課題：10年前の資料

■ 商品情報は、以下に区分でき、それぞれの主な課題は、以下の通り。

商品 情報	①商品マスタ情報	商品コード、名称、規格、店着原価、各種分類コードなどの商品の基本的な情報
	②商品画像情報	棚割用画像、説明用画像、高精細画像などの画像情報
	③商品品質系情報	品質項目、アレルギー情報、栄養成分などの商品の品質系情報



(C)2014一般財団法人流通システム開発センター

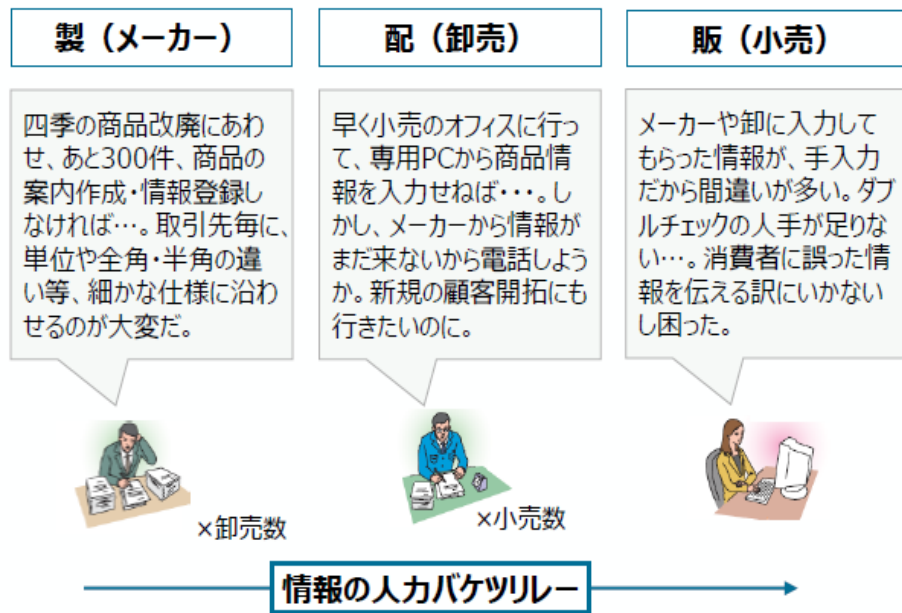
### (3) 商品情報連携におけるサプライチェーン間での課題

10年後の今も同じ課題

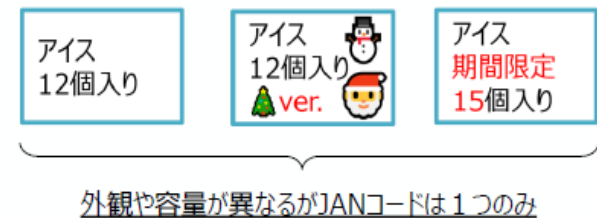
## 商品情報の重要性と積年の課題について

- 消費財サプライチェーンに携わる製・配・販の事業者は、現状、取り扱う商品の情報について、登録・管理に当たり各社専用フォームに個別入力する等、「手作業によるバケツリレ」に依存している。
- 加えて、商品を特定するJANコード（GTIN）も、商慣習によりルールが徹底されておらず、必ずしも一意に対応しないため、個別処理が必要となっている。
- ⇒人手不足が深刻化する中、個別最適による非効率・不正確な商品情報授受の在り方を業界横断で協調して改めることで、生産性向上につなげる必要がある。

#### 消費財サプライチェーンにおける商品データ授受の実態



#### JANコードの一意性の問題



- ✓ 我が国は諸外国より、期間限定の新商品や特売が非常に多く、JANコードを変えない運用・古いコードを使いまわす等の実態がある。
- ✓ 重量や画像等が重要な、物流・ECの業務のため、各社独自の内部コード用意をはじめ、多くの個別対応が必要となる。

(画像等出所) GS1Japan 概説流通SCM

# 経産省主催「商品情報連携標準に関する検討会」（3月14日）

## 現状の課題

- メーカー・卸・小売それぞれによる、各社都合での管理が常態化 ⇒デジタル化の取組を阻害
- 商品の情報を一意に識別できず、確認・修正等の現場コストが肥大化 ⇒人手不足に直面

## 実態調査（2024年7月～2025年1月）の結果

- 商品情報授受には年間30万人月（棚割・EC掲載等の実務まで加味すれば年間82万人月）の工数を要している。
- 米欧等でも同様の課題に対し、各企業トップ層の後押しを梃子に商品情報を共有化。各GS1組織を介した各国間での情報連携も進展。

## 流通サプライチェーンを代表する企業・団体による、取組原則への合意（2025年3月14日）

### コミットメント（宣言）

- ✓ 我が国に流通する商品の情報は、複雑なサプライチェーンを経る中で都度管理されており、一意性が確保できないことによる管理コストが現場の人手不足を増幅させ、デジタル化の取組を阻害。
- ✓ これらの課題を乗り越え、次世代の商品情報授受を実現させるためには、協調領域における製配販の各層・各社の協力が不可欠。
- ✓ 消費財サプライチェーンの効率化・付加価値向上に向け、その基本となる商品情報について、以下の5原則に沿って共有を進める。

### 5つの原則

- ①消費者に対する商品情報の説明責任
- ②共通情報での協調
- ③ブランドオーナーによるシングルインプット
- ④一括取得・共同利用
- ⑤一意に識別可能な商品の共通IDの利用

- ✓ 商品情報の共有に当たっては、対象となる項目や連携の時期、GTIN設定の在り方などについて、サプライチェーンを構成する企業間での合意形成が必要。2025年度に、実効性の伴うガイドラインを国主導で策定することを求めると共に、その議論に積極的に参加することを約し、商品情報連携の実現を目指す。

※政府からも、商品情報授受に関するガイドライン策定及び2026年度以降のプラットフォーム稼働に向けた議論の主導等についてコミットメントを发出。

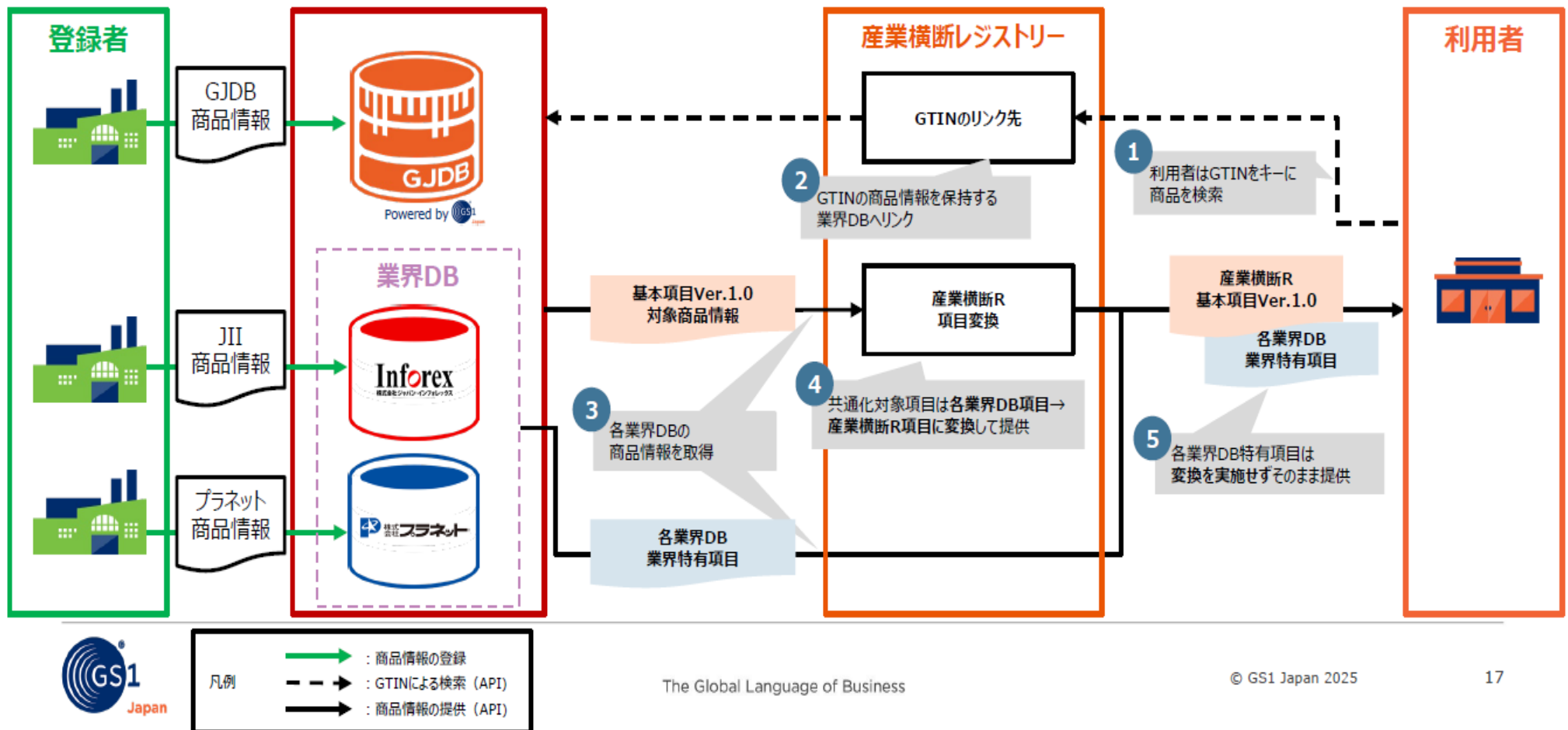
## 目指すべき世界 （ビジョン）

- サプライチェーン上の各社が、共通ルールに則り、ブランドオーナーの入力した商品情報を共有
- 管理業務を省力化し本業の生産性を向上、消費者に対する正確かつ必要な情報の伝達、DXを通じた新たなマーケティングへの挑戦を実現

# 産業横断レジストリー の概要

## 4A. GS1 Japan 産業横断レジストリー-API連携概要図

産業横断レジストリーの商品情報基本項目(56項目)は統一のフォーマットに変換し利用者に提供。  
各業界DBの業界特有項目は変換を実施せず、そのまま各業界DBのフォーマットで利用者に提供。



The Global Language of Business

© GS1 Japan 2025

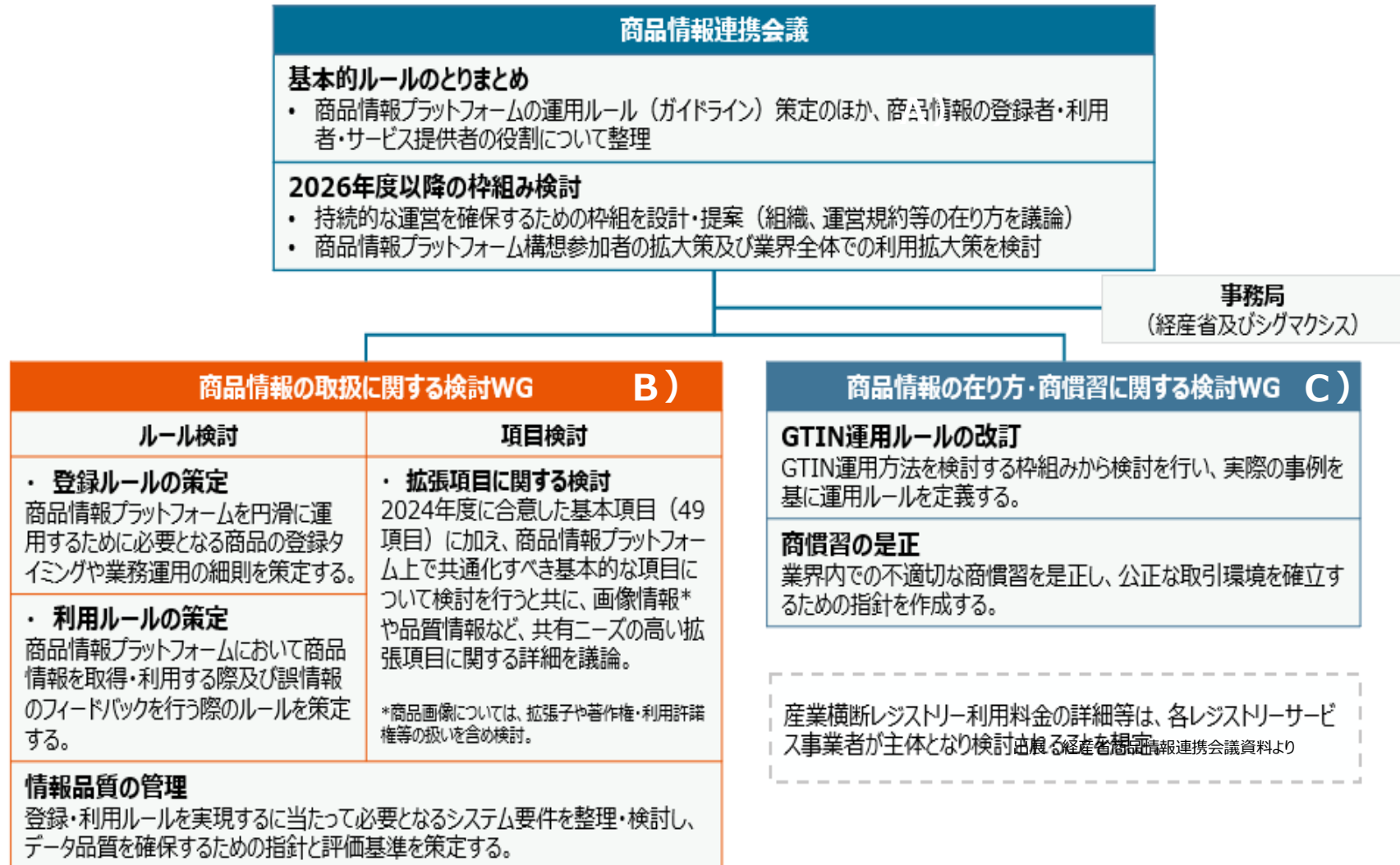
17

出展 : GS1 JAPAN 経産省商品情報連携会議資料より

# 経産省商品情報連携会議検討体制

## 1-1. 本検討WGの位置付け

「商品情報の取扱いに関する検討WG」と「商品情報の在り方・商慣習に関する検討WG」はそれぞれ独立して検討を進めるが、次年度以降の体制に関する議論での協調は必要となる。



## 商品情報連携協議会商品情報の取扱いに関する検討会 (WG-B)

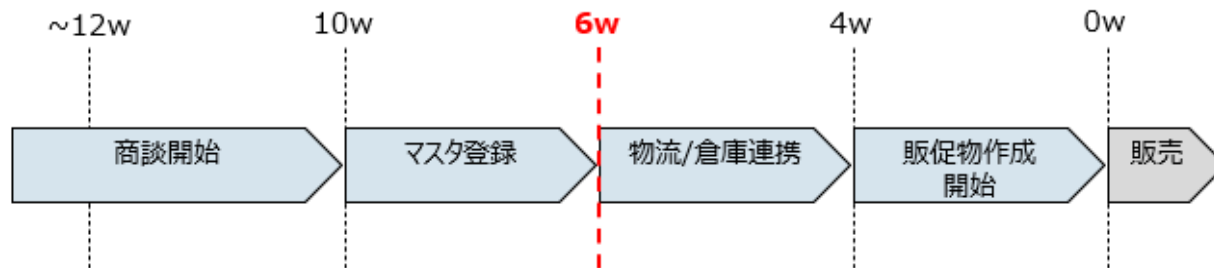
### 登録/利用ルール分科会報告

全ての商品情報を登録するタイミングをカテゴリ横断で6週間前とガイドラインで定義する。このタイミングは別分科会で議論する棚割画像や、今後取り扱いが想定されるアレルギー等品質項目についても登録するタイミングである。

#### ガイドライン コンテンツ素案

##### ● 新商品登録に関する事項

新商品の情報のうち、別紙Xで定める基本項目、別紙Xで定める業界固有項目についてはブランドオーナーの規定する発売日の6週間前までにデータベースへ登録を完了させる



##### 【6週間前を登録期限とする理由】

- ・ 情報登録タイミングを、発売までの間に何度も設けることは業務が煩雑になるため、一定の期日を設ける
- ・ 大手小売にとって、物流/倉庫連携に必要なサイズ情報を、商品PFから取得可能

##### 【対象データ項目】

- ・ 基本項目（一部例外あり）
- ・ 業界固有項目における必須項目

##### 【ステークホルダーへの依頼事項】

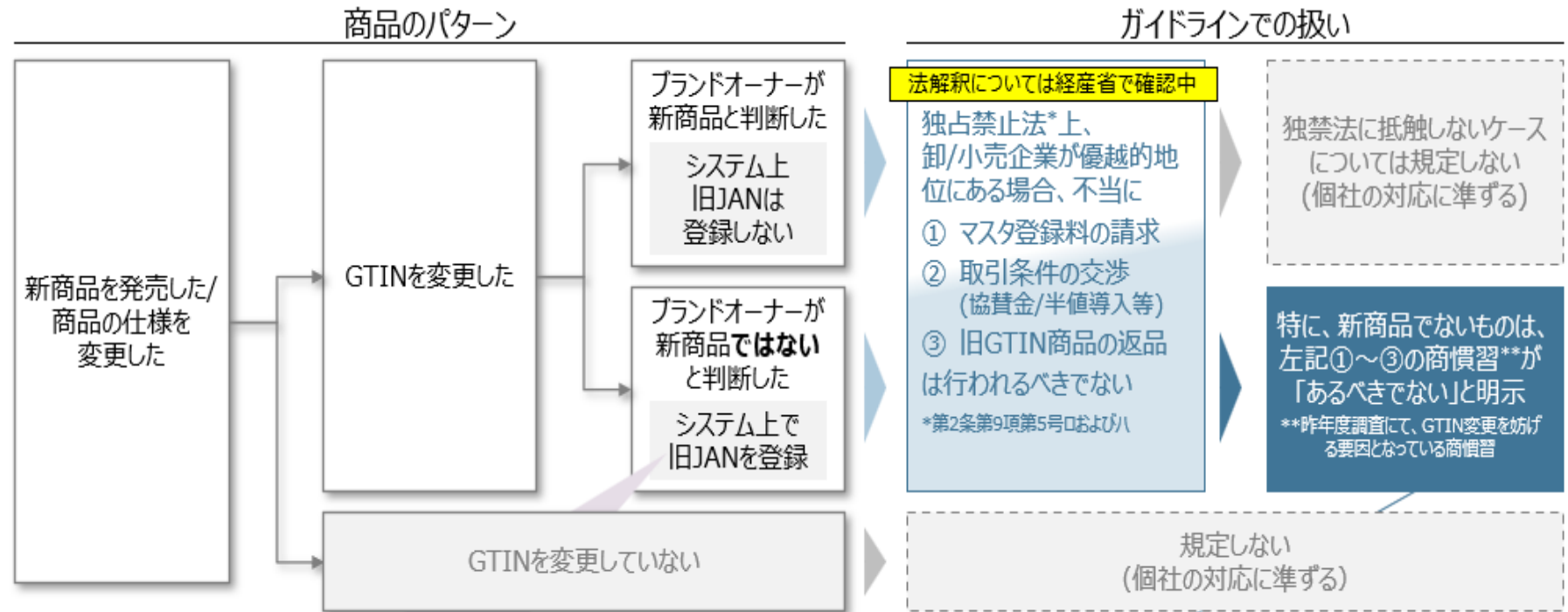
- <メーカー>
  - ・ 登録期限に関する社内プロセス整備（主に日雑品メーカー）
- <プラネット>
  - ・ 新たなルールとして、登録メーカーへのアプローチ

基準日以前の情報共有については、事務局見解としてステークホルダーへの要望を発信（次頁参照）

出展：経産省商品情報連携会議資料より

## 商品情報の在り方・商習慣に関する検討会 (WG-C) 報告

昨年度調査で判明したGTINの設定を防ぎうる商慣習については、ガイドライン上で「あるべきでない」とする想定。独禁法等との関連性は現時点で精査中だが、特に「新商品ではない」商品については商慣習の是正を明示して記載する。



「旧JAN」に該当するデータ項目は  
プラネットには存在し、JIIには存在しないため、  
分科会にて上記についての異議がなければ、  
JIIに項目追加の確認を実施

### ガイドライン記載イメージ

昨年度調査で判明した、下記の商慣習については「GTINの新規設定を妨げる」一  
因となっており、あるべきではない。

- ✓ 取引条件の交渉（登録料の請求含む）
- ✓ 旧JAN商品の返品（原則的に、「前JANあり商品」は自然切替となる）

出展：経産省商品情報連携会議資料より

## (4) 「N-Sikle」(日食協 商品情報連携標準化システム)

### ① 「N-Sikle」(日食協 商品情報連携標準化システム) とは

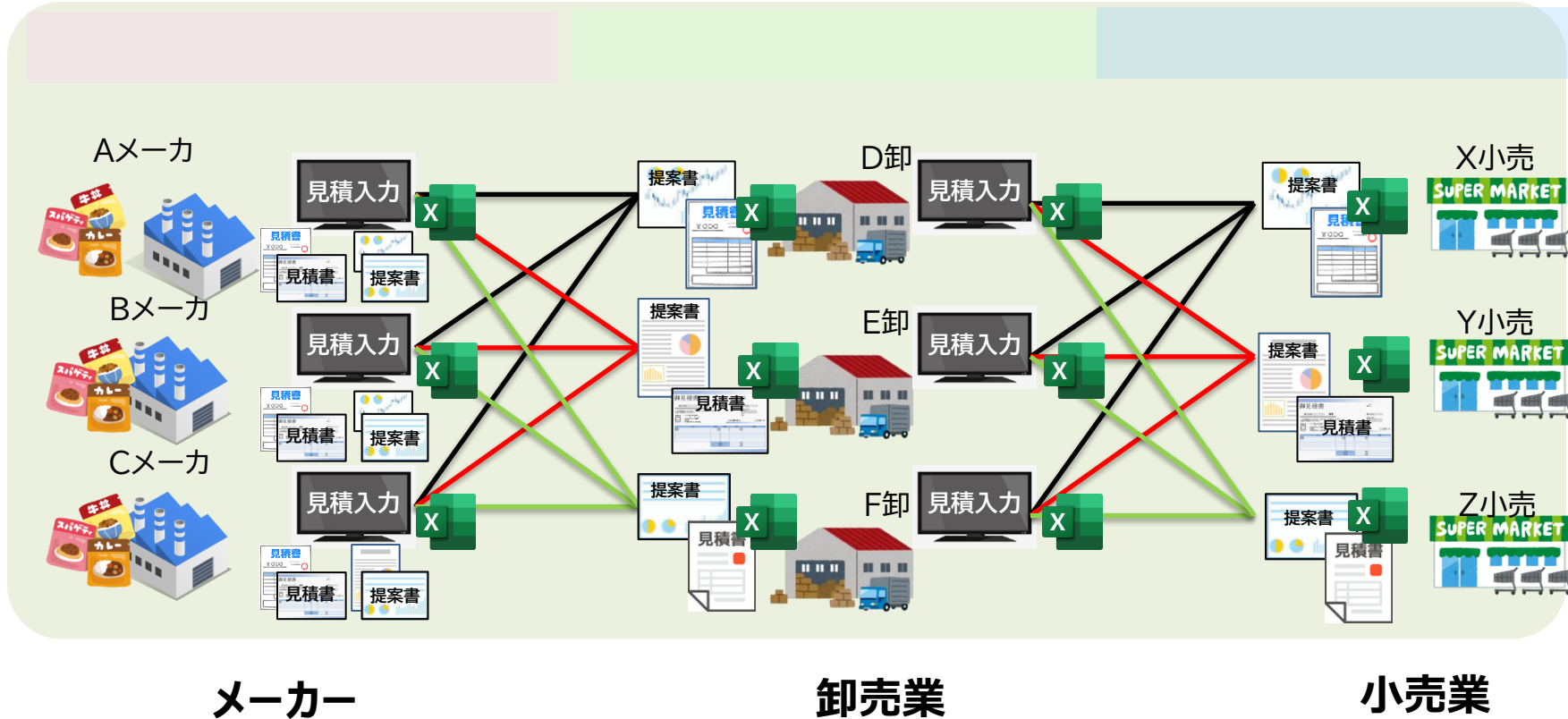
Nisshokukyo Sales Information Key Link Enhance network

「メーカー・卸間」で見積情報・商品マスタ情報の授受をデジタル化し、フォーマットの共通化や自動変換・出力を行うことで、提出先小売業ごとの個別対応、担当者ごとの重複作業を削減し、サプライチェーン間の全体最適を目指す仕組み」

# (4) 「N-Sikle」(日食協 商品情報連携標準化システム)

## ② 商談業務・商品情報連携の現状

現状では メーカー・卸は小売毎の専用フォーマットで見積書や商品情報を提案してきました。その為、同じ情報を異なるフォーマットで作成するという重複作業が発生しています。

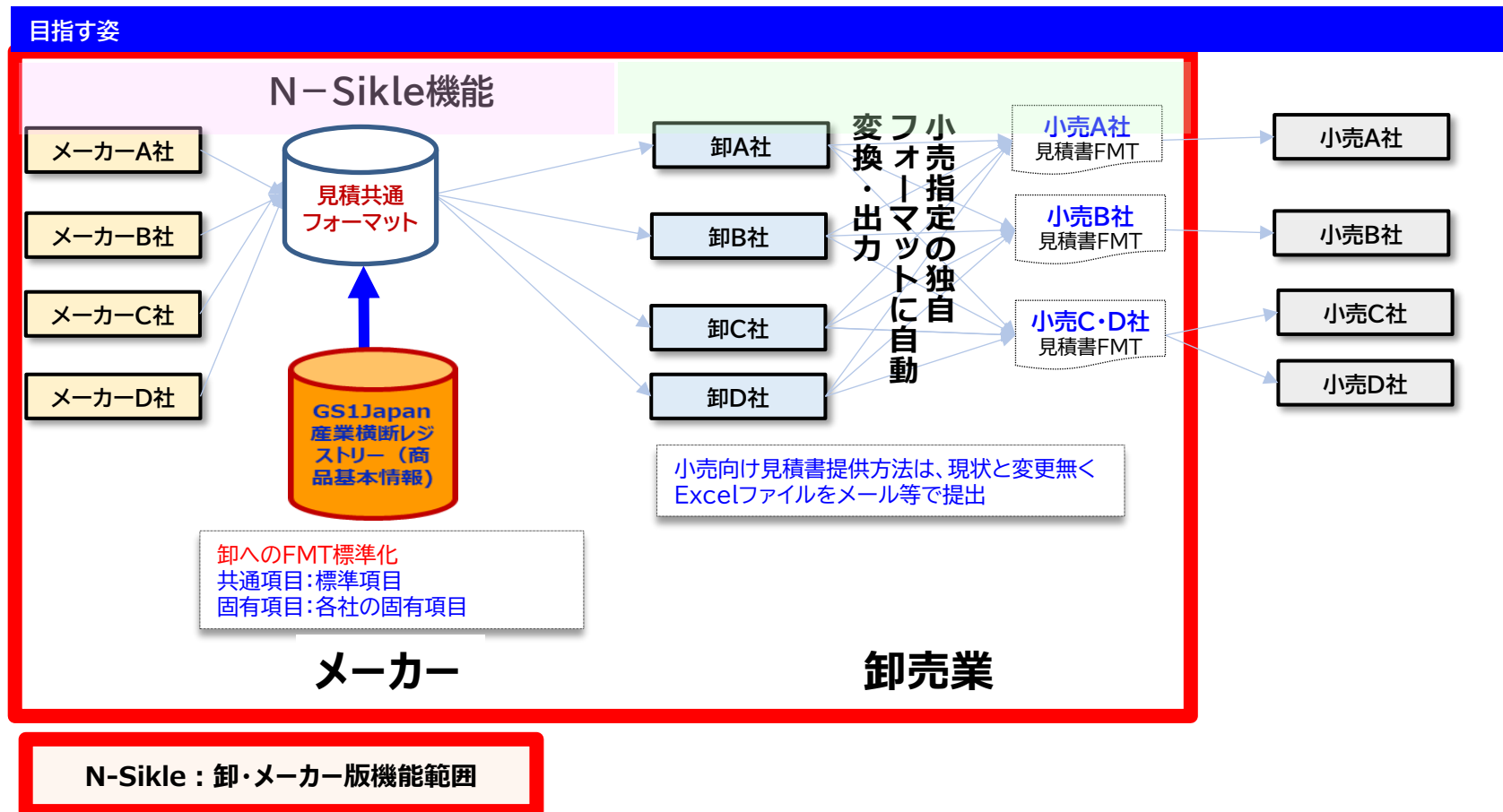


### ③ N-Sikleの現状機能構成

製配販を通じた見積情報・商品マスタ情報授受においてデジタル化を推進すること、フォーマットの共通化や自動変換・出力を行うことで、

- ・提出先小売毎の個別対応
  - ・担当者毎の重複作業
- が削減され、全体最適化を目指します。

将来的には、小売への見積書FMTはデータ連携を想定しているが、当初は小売独自フォーマットへの変換・出力までをN-Sikleで行う。





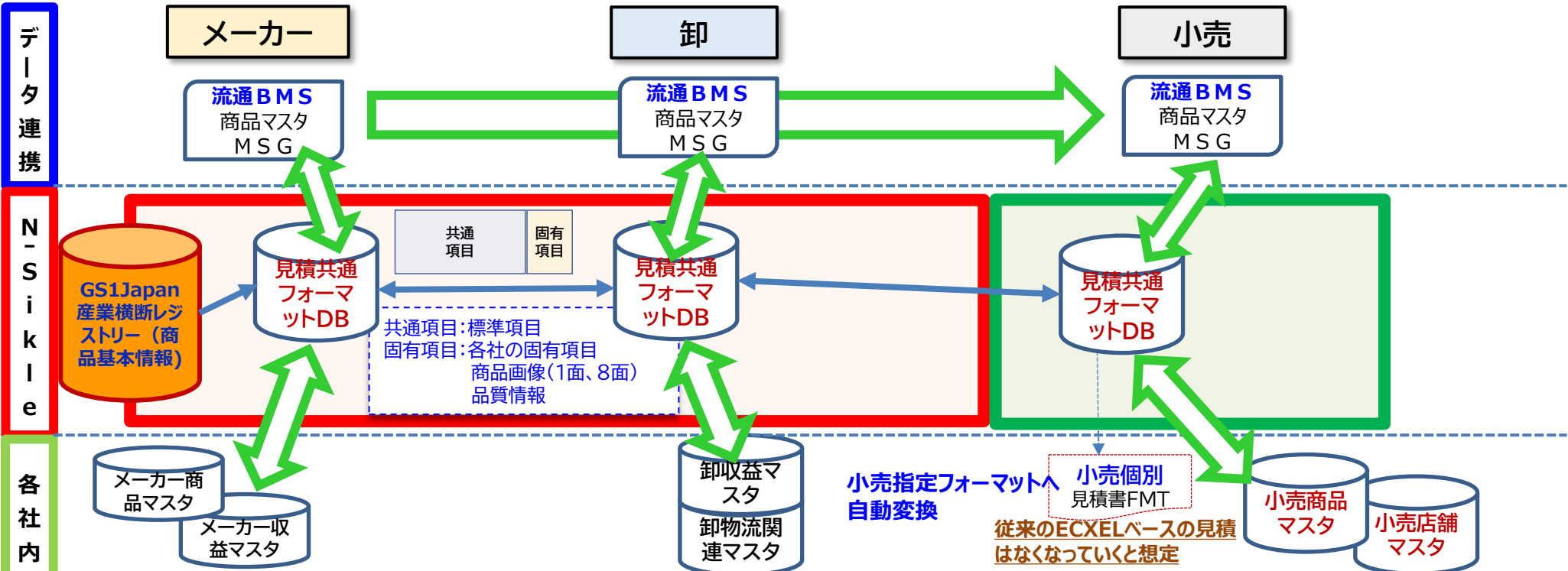
# ④ 「N-Sikle」 サプライチェーン連携将来の方向性

N-Sikle : 卸・メーカー版

N-Sikle : 小売連携版

## N-Sikleの将来構想 ~商品情報 製配販での共通プラットフォーム利用(セキュリティは担保)~

将来想定されるデータ連携



**赤字太線枠**  
**N-Sikle (卸・メーカー版)** メーカー・卸間の商品見積・商品情報フォーマットの統一化

**緑字太線枠**  
**N-Sikle (小売連携版)**  
 小売N-Sikleは卸・メーカーへの見積依頼・依頼状況・産業横断レジストリー・見積共通DB検索・過去履歴等を利用可能。  
 小売マスターシステムへの連携機能も保持



 一般社団法人 **日本加工食品卸協会**